

賠償責任保険(職業賠償) 保険仲立人賠償責任保険

普通保険約款・特別約款・特約

目次

この「普通保険約款・特別約款・特約」（以下「本冊子」といいます。）は、保険契約者と当社との間に締結された保険契約の内容としてあらかじめ定められた約束事を記載したものです。

実際のご契約につきましては、本冊子およびご契約後にお届けする保険証券をあわせてご確認ください。

また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特別約款・特約一覧表	……………	P003
ご契約に適用される普通保険約款・ 特別約款・特約について	……………	P006

Chapter 1	普通保険約款・特別約款・特約	P013
-----------	----------------	------

特別約款・特約一覧についてはP003をご参照ください。

Chapter 2	返還保険料のお取扱いについて	P207
-----------	----------------	------

特別約款・特約一覧表

普通保険約款にセットできる特別約款・特約は、以下のとおりです。
なお、適用条件は、P006 をご参照ください。

日時認識エラー補償対象外特約	029
保険料一般分割払特約	030
保険料大口分割払特約	034
保険料支払に関する特約	038
保険料クレジットカード払特約	039
初回保険料口座振替特約	041
初回追加保険料口座振替特約	043
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	045
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	047
保険料支払手段に関する特約	049
共通支払限度額特約	049
共同保険に関する特約	049
保険料確定特約	050
公認会計士特別約款	052
名誉き損補償特約	055
廃業補償特約	055
司法書士特別約款	057
技術士特別約款	062
国外危険補償特約	065
非破壊検査職業危険特別約款	066
国外危険補償特約	069
保険責任遡及補償特約	069
廃業補償特約	070
消防用設備等保守業者特別約款	071
下請負人特約	074
獣医師特別約款	075
施設危険補償対象外特約	078
特定動物危険補償特約	078
行政書士特別約款	079
税務書類作成業務補償特約	082
名誉き損補償特約	083
廃業補償特約	083
理学療法士特別約款	085
訪問看護事業者特別約款	088
施設危険補償特約	090
救急救命士特別約款	092

測量士特別約款	095
廃業補償特約	098
名誉き損補償特約	099
社会保険労務士特別約款	100
名誉き損補償特約	104
廃業補償特約	104
施設危険補償特約	105
建設コンサルタント特別約款	107
土木設計業務特約	111
地質調査業務特約	112
個別契約方式特約（土木設計業務用）	112
個別契約方式特約（地質調査業務用）	112
通関業者特別約款	113
薬剤師特別約款	118
薬剤師追加特約（薬局用）	120
薬剤師追加特約（薬剤師用）	121
人格権侵害補償特約（薬局用）	121
人格権侵害補償特約（薬剤師用）	122
臨床工学技士特別約款	124
診療放射線技師特別約款	127
対物賠償責任補償特約（診療放射線技師用）	129
人格権侵害補償特約（診療放射線技師用）	130
弁護士特別約款	131
賠償請求期間延長補償特約（5年）	134
賠償請求期間延長補償特約（10年）	134
外国法事務弁護士補償特約	134
外国法事務弁護士国外請求補償特約	135
施設危険補償特約	135
医師特別約款	137
代位求償権行使に関する特約	139
予防接種のみ補償特約	139
廃業補償特約（医師特別約款用）	140
縮小支払特約	141
医療施設特別約款	142
旅行業者特別約款	143
土地家屋調査士特別約款	147
名誉き損補償特約	150
業務拡張補償特約	150
廃業補償特約	151
公共嘱託登記土地家屋調査士協会特約	151
建築家特別約款	153
保険責任遡及補償特約	156

給排水衛生設備機能補償特約	156
税理士職業危険特別約款	158
名誉き損補償特約	162
廃業補償特約	162
施設所有（管理）者特別約款	164
漏水補償特約（施設用）	167
看護師特別約款	168
種苗業者特別約款	171
特定種苗補償対象外特約	175
拡大損害補償特約	175
国外請求および国外販売行為補償特約	177
先行行為補償特約	192
損害賠償請求期間延長特約	192
保険契約の解除または変更に関する特約	192
保険料大口分割払特約	193
初回保険料口座振替特約	197
初回追加保険料口座振替特約	199
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	201
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	203
保険料支払手段に関する特約	205
共同保険に関する特約	205

ご契約に適用される普通保険約款・特別約款・特約について

1. 普通保険約款

名称	適用条件（保険証券の表示等）	ページ
賠償責任保険 普通保険約款	保険仲立人賠償責任保険以外 のご契約	014
保険仲立人賠償責任保 険普通保険約款	保険仲立人賠償責任保険	178

2. 特別約款・特約

次の特別約款・特約は適用条件に従い適用されます。なお、特別約款・特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。

保険証券の「特約」、「特記事項」または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。

(1) 保険仲立人賠償責任保険以外のご契約

特約名称	適用条件（保険証券の表示等）	ページ
日時認識エラー補償対象外特約	特約欄に「A ウ」と表示がある場合	029
保険料一般分割払特約	払込方法欄に「〇〇分割 □座振替」（〇〇は分割回数）もしくは「一般」の表示がある場合	030
保険料大口分割払特約	払込方法欄に「大口分割回数」または「大口分割」の表示がある場合	034
保険料支払に関する特約	特約欄に「B9」または名称の表示がある場合	038
保険料クレジットカード払特約	特約欄に「A イ」または名称の表示がある場合または、保険料のお支払いにモバイル決済端末によるクレジットカード払をご利用の場合	039
初回保険料口座振替特約	特約欄に「A ア」または名称の表示がある場合	041
初回追加保険料口座振替特約	払込方法が口座振替方式で、かつ保険料一般分割払特約または保険料大口分割払特約がセットされる場合	043

初回保険料払込取扱票・請求書払特約	特約欄に「初回保険料払込取扱票・請求書払」または「Aク」もしくは名称の表示がある場合	045
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合	047
保険料支払手段に関する特約	すべてのご契約	049
共通支払限度額特約	補償項目の「共通」欄に支払限度額・保険金額の表示がある場合	049
共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	049
保険料確定特約	特約欄に「34」と表示がある場合	050
公認会計士特別約款	名称の表示がある場合	052
名誉き損補償特約	特約欄に「02」と表示がある場合	055
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	055
司法書士特別約款	名称の表示がある場合	057
技術士特別約款	名称の表示がある場合	062
国外危険補償特約	特約欄に「08」と表示がある場合	065
非破壊検査職業危険特別約款	名称の表示がある場合	066
国外危険補償特約	特約欄に「08」と表示がある場合	069
保険責任遡及補償特約	特約欄に「09」と表示がある場合	069
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	070
消防用設備等保守業者特別約款	名称の表示がある場合	071

下請負人特約	特約欄に「M9」と表示がある場合	074
獣医師特別約款	名称の表示がある場合	075
施設危険補償対象外特約	特約欄に「06」と表示がある場合	078
特定動物危険補償特約	特約欄に「19」と表示がある場合	078
行政書士特別約款	名称の表示がある場合	079
税務書類作成業務補償特約	特約欄に「12」と表示がある場合	082
名誉き損補償特約	特約欄に「02」と表示がある場合	083
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	083
理学療法士特別約款	名称の表示がある場合	085
訪問看護事業者特別約款	名称の表示がある場合	088
施設危険補償特約	特約欄に「05」と表示がある場合	090
救急救命士特別約款	名称の表示がある場合	092
測量士特別約款	名称の表示がある場合	095
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	098
名誉き損補償特約	特約欄に「02」と表示がある場合	099
社会保険労務士特別約款	名称の表示がある場合	100
名誉き損補償特約	特約欄に「02」と表示がある場合	104
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	104

施設危険補償特約	特約欄に「05」と表示がある場合	105
建設コンサルタント特別約款	名称の表示がある場合	107
土木設計業務特約	特約欄に「14」と表示がある場合	111
地質調査業務特約	特約欄に「13」と表示がある場合	112
個別契約方式特約（土木設計業務用）	特約欄に「15」と表示がある場合	112
個別契約方式特約（地質調査業務用）	特約欄に「16」と表示がある場合	112
通関業者特別約款	名称の表示がある場合	113
薬剤師特別約款	名称の表示がある場合	118
薬剤師追加特約（薬局用）	特約欄に「29」と表示がある場合	120
薬剤師追加特約（薬剤師用）	特約欄に「31」と表示がある場合	121
人格権侵害補償特約（薬局用）	特約欄に「30」と表示がある場合	121
人格権侵害補償特約（薬剤師用）	特約欄に「32」と表示がある場合	122
臨床工学技士特別約款	名称の表示がある場合	124
診療放射線技師特別約款	名称の表示がある場合	127
対物賠償責任補償特約（診療放射線技師用）	特記事項欄に名称の表示がある場合	129
人格権侵害補償特約（診療放射線技師用）	特記事項欄に名称の表示がある場合	130
弁護士特別約款	名称の表示がある場合	131
賠償請求期間延長補償特約（5年）	特約欄に「23」と表示がある場合	134

賠償請求期間延長補償特約（10年）	特約欄に「24」と表示がある場合	134
外国法事務弁護士補償特約	特約欄に「21」と表示がある場合	134
外国法事務弁護士国外請求補償特約	特約欄に「22」と表示がある場合	135
施設危険補償特約	特約欄に「05」と表示がある場合	135
医師特別約款	名称の表示がある場合	137
代位求償権行使に関する特約	医師特別約款がセットされるすべてのご契約に適用されます	139
予防接種のみ補償特約	特約欄に「25」と表示がある場合	139
廃業補償特約（医師特別約款用）	特約欄に「04」と表示がある場合	140
縮小支払特約	特約欄に「33」と表示がある場合	141
医療施設特別約款	名称の表示がある場合	142
旅行業者特別約款	名称の表示がある場合	143
土地家屋調査士特別約款	名称の表示がある場合	147
名誉き損補償特約	特約欄に「02」と表示がある場合	150
業務拡張補償特約	特約欄に「01」と表示がある場合	150
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	151
公共嘱託登記土地家屋調査士協会特約	特別約款「F3」「F4」欄に支払限度額の表示がある場合	151
建築家特別約款	名称の表示がある場合	153
保険責任遡及補償特約	特約欄に「09」と表示がある場合	156

給排水衛生設備機能補償特約	特約欄に「20」と表示がある場合	156
税理士職業危険特別約款	名称の表示がある場合	158
名誉き損補償特約	特約欄に「02」と表示がある場合	162
廃業補償特約	特約欄に「04」と表示がある場合	162
施設所有（管理）者特別約款	名称の表示がある場合	164
漏水補償特約（施設用）	特約欄に「01」または名称の表示がある場合	167
看護師特別約款	名称の表示がある場合	168
種苗業者特別約款	名称の表示がある場合	171
特定種苗補償対象外特約	特約欄に「45」または名称の表示がある場合	175
拡大損害補償特約	特約欄に「46」または名称の表示がある場合	175
国外請求および国外販売行為補償特約	特約欄に「47」または名称の表示がある場合	177

(2) 保険仲立人賠償責任保険

特約名称	適用条件（保険証券の表示等）	ページ
先行行為補償特約	特約欄に「L7」または名称の表示がある場合	192
損害賠償請求期間延長特約	特約欄に「L8」または名称の表示がある場合	192
保険契約の解除または変更に関する特約	特約欄に「L9」または名称の表示がある場合	192
保険料大口分割払特約	払込方法欄に「大口分割回数」または「大口分割」の表示がある場合	193
初回保険料口座振替特約	特約欄に「A ア」または名称の表示がある場合	197

初回追加保険料口座振替特約	払込方法が口座振替方式で、かつ保険料大口分割払特約がセットされる場合	199
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	特約欄に「初回保険料払込取扱票・請求書払」または「Aク」もしくは名称の表示がある場合	201
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合	203
保険料支払手段に関する特約	すべてのご契約	205
共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	205

Chapter

1

普通保険約款・ 特別約款・特約

普通保険約款は、基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。

特別約款・特約は、補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

賠償責任保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款および特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特別約款および特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
さ	財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第7条（告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項とは、第7条（1）に定める告知事項をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注2）、労働争議または騒擾^{しやうじやう}に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（注3）または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（注4）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- （注4）ラジオ・アイソトープには、ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

- （1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	第23条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(2) 当社が、本条(1)①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条(1)①から④までの合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

(3) 当社が、本条(1)⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条(1)①の額が支払限度額を超える場合は、本条(1)⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{本条(1)⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{本条(1)⑥の額}} \times \frac{\boxed{\text{支払限度額}}}{\boxed{\text{本条(1)①の額}}}$$

第4条(保険責任の始期および終期)

(1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。

(2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条(保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定められた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険責任のおよぶ地域)

当社は、日本国内(保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合は、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。)において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第7条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合

- ② 当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から５年を経過した場合
- （４）本条（２）に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条（２）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条（２）の規定を適用します。
- （５）本条（２）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第１６条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （６）本条（５）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- （注）当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第 8 条（通知義務）

- （１）保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（注１）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- （２）本条（１）の事実がある場合（注２）には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （３）本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
 - ② 本条（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合
- （４）保険契約者または被保険者が本条（１）に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（１）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- （５）本条（４）の規定は、本条（１）の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- （注１）保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実は、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができます。

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条(当社による保険契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条(保険契約に関する調査)に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与

する等の関与をしていると認められること。

ウ、反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

(3) 本条（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① 本条（1）③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

(1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3) 当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(4) この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品またはサービスの対価の総額をいいます。

(注) 本条(1) および(2)の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額(注1)を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

<p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する短期料率（注2）}}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> $\text{（ア）} \boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \boxed{\text{既経過期間に対応する短期料率（注2）}} \right]$ $\text{（イ）} \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$
--	--

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\boxed{\text{未経過日数}}}{365}$

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条（保険料の返還－取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）

(1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務） （2）、第8条（通知義務） （2）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 $\text{ア. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間に}}{\text{対応する短期料率（注）}} \right]$ $\text{イ. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

（注）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真には、画像データを含みます。

第27条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して

通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	１８０日
② 本条（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	９０日
③ 本条（１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	１２０日
④ 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における本条（１）①から⑤までの事項の確認のための調査	６０日
⑤ 本条（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	１８０日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	１８０日

(3) 本条（２）①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（２）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（２）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) 本条（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

(5) 本条（４）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

(6) 本条（１）から（５）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注１) 請求完了日とは、被保険者が第２６条（保険金の請求）（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注２) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注３) 照会には、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注４) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第２８条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を 保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険 金が支払われていない損害の額を差し引 いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①に対する保険金請求権に限ります。

第30条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第29条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から④までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第31条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社が行う行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

日時認識エラー補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① コンピュータ機器またはソフトウェア^(注1)による日付または日時を含むその他の情報の設定、変更、認識、識別、配列、計算または処理
- ② ①に掲げる事由に関して、被保険者または被保険者以外の者がコンピュータ機器またはソフトウェア^(注1)に対して行う設定、変更または修正^(注2)
- ③ 前2号に掲げる事由に関して、被保険者または被保険者以外の者による助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為^(注3)

(注1) コンピュータ機器またはソフトウェア
いずれも所有者の如何を問いません。

(注2) 設定、変更または修正
不作為を含みます。

(注3) 助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為
不作為を含みます。

第2条（用語の定義）

第1条（保険金を支払わない場合）に規定する「コンピュータ機器」とは、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ（チップ）、IC、複写機、データ処理装置、通信システム、外付機器、内蔵装置およびこれらに類似の装置ならびに全ての電子・電気機器をいい、その他の機器もしくは製品に部品として内蔵されている同種のものを含みます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ひ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関

に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第5条(追加保険料領収前の事故)(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において

て、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべ

き分割保険料（注2）の払込みがない場合

（2）本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日

② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

（注1）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注2）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注3）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込

期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第5条(追加保険料領収前の事故)(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（1）および（2）の規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払

込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

（2）本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日

② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

（注1）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注2）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注3）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続をを行う最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条（1）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できない

ものとしてします。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(保険料領収前の事故)(1)の規定を適用します。

第5条 (保険料の返還等の特則)

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条 (当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ひ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。

イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条(1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日（注）までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。
- （注）第3条（保険料領収前の事故）(4)の規定が適用される場合においては、「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」とします。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

- ア、保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時まで発生したことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。
- イ、上記ア、以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条(1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日ま

でに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 本条(3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条 (追加保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	次の算式により算出される額 $\frac{\text{事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金相当額}}{\text{第3条（追加保険料領収前の事故）（4）の保険金相当額}}$

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ほ	保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。

- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
- ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1)①により追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

(4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第4条 (追加保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金相当額</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金相当額</div> </div>

第5条 (当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2) 本条（1）の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額全額の決済手続きを完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- 第2条（保険料の払込方法）（1）の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （注）決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共通支払限度額特約

当社が賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）により支払うべき保険金の額は、他人の身体の障害および財物の損壊によって生じた損害を合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料確定特約

第1条（保険料算出の基礎）

- (1)賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）(4)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」または「売上高」は、それぞれ次の定義に従うものとします。

① 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券に記載された業務または仕事に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額の保険期間に対する日割の額をいい、名称を問いません。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、有料、無料を問わず保険証券に記載された施設に入場を許された総人員^(注2)の保険期間に対する日割の人数をいいます。

③ 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券に記載された業務または仕事によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

④ 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、被保険者が販売した保険証券に記載された商品の対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

(2)この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる「設計料・監理料」は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券に記載された設計業務または監理業務によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

(注1) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとなります。

(注2) 総人員

被保険者と生計を共にする親族および被保険者の業務または仕事に従事する使用人を除きます。

第2条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)および(3)、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および③ただし書、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)、同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

公認会計士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が公認会計士（監査法人を含みます。以下同様とします。）としての業務（以下「業務」といいます。）の遂行にあたり職業上相当な注意を用いなかったことに基づき、保険期間中に提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対してのみ、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の損害のうち、他人の身体の障害または財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（公認会計士としての業務）

第1条（保険金を支払う場合）における「業務」とは、被保険者が行う^(注)次のいずれかに該当する仕事をいいます。

- ① 財務書類の監査または証明
- ② 財務書類の調製または財務に関する調査、立案もしくは相談

(注) 被保険者が行う

履行補助者として行う場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の犯罪^(注1)もしくは不誠実行為または他人に損害を与えることを予見しながらなした行為^(注2)に起因する賠償責任
- ② 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求のなされるおそれがあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合においてその原因または事由によって生じた賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 業務の通常の範囲内でない行為に起因する賠償責任
- ⑤ 名誉毀損に起因する賠償責任

(注1) 犯罪

過失犯を除きます。

(注2) 行為

不作為を含みます。

第4条（記録の完備）

被保険者は、業務の遂行にあたり、業務執行に関する記録を備えておかなければなりません。被保険者が正当な理由がなくこの義務を怠った場合は、当社は、その業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)に定める同意をしない場合には、当社が

支払うべき保険金の額は、次のいずれかに該当する額の合算額を限度として算定するものとします。

- ① 被保険者の被害者に対する損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
- ② 普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時までに発生した額

第6条(通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。正当な理由がなくこの通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者または被保険者が遅滞なく(1)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。

第7条(1請求の定義)

支払限度額または免責金額の適用において1請求とは、損害賠償請求の原因または事由がいかなる場合でも、同一損害賠償請求権者から被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいうものとします。

第8条(保険金の請求)

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第9条(代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限って、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第10条(普通保険約款の読み替え)

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条(保険料の払込方法)(2)および第6条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」

- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条（保険金の請求）(4)および第27条（保険金の支払）(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および公認会計士特別約款第8条（保険金の請求）の規定による手続」

第11条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。
--------------	---

第12条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

名誉き損補償特約

当社は、公認会計士特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者が他人に対し、名誉毀損に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および公認会計士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）が、この特約に基づく保険契約の保険期間開始前に行った特別約款第2条（公認会計士としての業務）に規定する業務について、この保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは、「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第2条（公認会計士としての業務）の規定中「被保険者が行う」とあるのは、「廃業前被保険者が行った」
- ④ 特別約款第3条（保険金を支払わない場合）①、第4条（記録の完備）および第9条（代位）の規定中、「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」

第3条（特別約款の一部規定の適用除外）

この特約においては、特別約款第6条(通知)(2)の規定は適用しません。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)

の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

司法書士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他業務の補助者が、日本国内において司法書士または司法書士法人としての業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり発生した次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、被保険者が業務の委託者またはその他の第三者より提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者が業務を遂行するにあたり所有、使用もしくは管理する施設^(注)によって生じた他人の身体の障害もしくは財物の損壊（以下「施設危険」といいます。）
- ② ①に掲げる事故のほか被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことにより業務の委託者あるいはその他の第三者に財産的損害を与えたこと。ただし、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、被保険者が業務に付随して管理する他人の登記済証、実印、印鑑証明書についてはこれを適用しません。（以下「司法書士業務危険」といいます。）

- ③ ②の業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことにより業務の委託者あるいはその他第三者に対して与えた名誉毀損

(注) 施設

施設内における動産を含みます。

第2条（司法書士法人における被保険者）

記名被保険者が司法書士法人である場合には、その司法書士法人の社員またはその使用人たる司法書士は、その司法書士法人の業務を行う限りにおいて、被保険者とします。

第3条（業務の範囲）

(1)この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項に定める業務。ただし、司法書士法以外の法律において制限されているものを除きます。
- ② 不動産登記法（平成16年法律第123号）による全部改正が施行される以前の不動産登記法（明治32年法律第24号）第44条に基づく保証書作成について被保険者が保証人を引き受けた業務
- ③ 司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第31条（司法書士法人の業務の範囲）に定める業務。ただし、同条第3号の業務およびその業務に附帯し、又は密接に関連する業務を除きます。
- ④ 被保険者が司法書士法人である場合の次のいずれかに該当する業務
ア、司法書士法第29条（業務の範囲）第1項第1号に定める業務のうち司法書士法施行規則第31条（司法書士法人の業務の範囲）に定める業務。ただし、同条第3号の業務およびその業務に附帯し、又は密接に関連する業務を除きます。

イ、司法書士法第29条（業務の範囲）第1項第2号に定める業務

(2)(1)②に定める業務については、被保険者が法人である場合には、社員たる司法書士が保証人を引き受けた場合に限るものとします。

第4条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に日本国内において、被保険者に対し、損害賠償の請求がなされた場合に限り保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社は被保険者がその業務を廃止するにあたり、廃業届けを行った場合^(注)には、その廃業届けを行った日を起算日として5年以内に、日本国内において損害賠償請求を提起された場合に保険金を支払います。この場合において、被保険者が死亡していたときは、その相続人を同一の被保険者とみなします。
- (3) (2)において、保険金を支払う場合の要件となる損害賠償の請求は廃業届けを行った時点で被保険者として加入していた保険証券の保険期間中になされたものとします。
- (注) 廃業届けを行った場合
みなし脱会を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の登記済証、実印および印鑑証明書については、この①の規定は適用されません。
- ② 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の登記済証、実印および印鑑証明書については、この②の規定は適用されません。
- ③ 第1条（保険金を支払う場合）②に定める事故について、被保険者、その使用人または被保険者の業務の補助者の犯罪^(注3)に起因する損害賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑤ 第1条（保険金を支払う場合）①に定める事故について、業務を完了した後^(注4)または業務を放棄した後に、その業務によって生じた損害賠償責任
- ⑥ 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合においてその原因または事由によって生じた損害賠償責任
- ⑦ 司法書士法第3条（業務）第2項の各号に定める要件を充たしていない被保険者が、司法書士法第3条第1項第6号から第8号までに定める業務を遂行した場合のその業務に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者が司法書士法人である場合に、司法書士法第29条（業務の範囲）第2項に定める要件を充たしていない被保険者が、簡裁訴訟代理等関係業務を遂行した場合のその業務に起因する損害賠償責任
- ⑨ 司法書士法第22条（業務を行ない得ない事件）に定める事件を業務として遂行したことに起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者が司法書士法人である場合に、司法書士法第41条（特定の事件についての業務の制限）に定める事件を業務として遂行したことに起因する損害賠償責任
- ⑪ 第3条（業務の範囲）(1)②に定める業務について、被保険者の使用人、その他被保険者の業務の補助者が保証人を引き受けることに基づいて、被保険者が被る損害賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 犯罪

過失犯を除きます。

(注4) 業務を完了した後

業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡しした後をいいます。

第6条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合は、当社は(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償の有無またはその額について損害賠償請求権者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次に掲げる額の合算額を限度として算定するものとします。
 - ① 被保険者の被害者に対する損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第8条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合に、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後に被保険者に対して損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（司法書士法人の設立・解散に関する特則）

- (1) 当社は、保険期間中に、司法書士法第32条（設立の手続）の規定に基づき被保険者である司法書士が司法書士法人の社員または使用人となった場合において、保険期間終了後5年以内に、被保険者が司法書士法人の社員または使用人となった以前の業務につき被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、その損害賠償請求は、保険期間中に提起されたものとみなします。ただし、その司法書士法人の社員または使用人としての地位を失った場合を除きます。
- (2) 当社は、保険期間中に、司法書士法第44条（解散）の規定に基づき被保

険者である司法書士法人が解散した場合において、保険期間終了後5年以内に、司法書士法人解散以前の業務につき被保険者に対して請求が提起されたときは、その請求は、保険期間中に提起されたものとみなします。

第10条（1請求の定義）

支払限度額の適用において、1請求とは、一連の関係ある職務行為に起因する事故について損害賠償請求権者より被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいうものとします。

第11条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類を提出しなければなりません。

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第12条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第27条（保険金の支払）(注1)の規定中「第26条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および司法書士特別約款第11条（保険金の請求）の規定による手続」

第14条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊</p> <p>または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第15条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

技術士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者が日本国内において技術士業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり、業務の委託者またはその他の第三者より日本国内において提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の業務とは、科学技術^(注)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について次のいずれかに定める業務をいいます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除きます。
- ① 調査もしくは計画
 - ② 研究、分析、試験もしくは検査
 - ③ 企画もしくは設計
 - ④ 評価、診断もしくは鑑定
 - ⑤ 試作もしくは製作指導
 - ⑥ 技術指導
- (注) 科学技術
人文科学に係るものを除きます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に限り保険金を支払います。
- (2) 当社は(1)の規定にかかわらず、保険期間開始前に遂行された業務によって生じた損害賠償請求については、次に掲げる要件を満たさない限り保険金を支払いません。
- ① その業務の遂行に、同種の保険契約^(注)が当社との間に締結されていたこと。ただし、最初の保険契約の場合を除きます。
 - ② 当社との間に締結された同種の保険契約^(注)が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと。ただし、最初の保険契約の場合を除きます。
 - ③ 最初の保険契約において保険期間開始前に遂行された業務によって生じた損害賠償請求がなされた場合は、その業務が保険期間開始日以前1年間に着手されたときに限り、当社は、保険金を支払います。
- (注) 同種の保険契約
この保険契約と同一の危険を負担する保険契約をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が業務を行う施設もしくは設備、または航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)もしくは車両^(注2)の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者、その使用人または被保険者の業務の補助者の犯罪^(注3)または被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為^(注4)によって生じた損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任

- ④ 名誉毀損によって生じた損害賠償責任
- ⑤ 秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- ⑥ 著作権、工業所有権または漁業権、水利権等の無体財産権の侵害によって生じた損害賠償責任
- ⑦ 騒音、振動またはじんあいによって生じた損害賠償責任
- ⑧ 使用者に対する損害賠償責任
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊によって生じた損害賠償責任
- ⑩ 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求のなされることを被保険者が知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた損害賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含まず。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 犯罪

過失犯を除きます。

(注4) 行為

不作為を含まず。

第4条（記録の完備）

- (1) 被保険者は契約書および業務報告書等業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の義務を怠った場合は、当社は(1)の記録を備えていない業務によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償の有無またはその額について請求権者と協議しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく、(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次に掲げる額の合算額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金については、被保険者が(1)の同意をしたならば、損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第6条（通知）

- (1) 被保険者は保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が(1)の通知を行った場合に、その原因または事由によって生じた損害について、保険期間終了後に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において1請求とは、損害賠償請求者がいかなる場合でも、同一の業務の原因により被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいうものとします。

第8条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第9条（代位）

当社は普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の技術士業務の補助者または被保険者の使用人に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条（保険料の払込方法）(2)および第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条（保険金の請求）(4)および第27条（保険金の支払）(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」

- ⑪ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および技術士特別約款第8条(保険金の請求)の規定による手続」

第11条(サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第12条(準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

国外危険補償特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款第6条(保険責任のおよぶ地域)および技術士特別約款第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被保険者が日本国外において技術士業務を遂行するにあたり、業務の委託者またはその他の第三者より日本国内において提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

非破壊検査職業危険特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において非破壊検査業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに基づき提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、被保険者に対し損害賠償の請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間開始前に遂行した業務について被保険者に対して損害賠償の請求がなされた場合は、当社は、次の①および②に該当するときに限り、保険金を支払います。
 - ① その業務の遂行時に同種の保険契約^(注)が当社との間に締結されていたこと。
 - ② 当社との間に締結された同種の保険契約^(注)が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと。
- (3) 保険期間開始前に遂行された業務によって生じた損害については、同種の保険契約^(注)の支払限度額とこの保険契約の支払限度額のうち、いずれか低い金額を支払限度額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定を適用します。

(注) 同種の保険契約

この保険契約と同一の危険を負担する保険契約をいいます。

第3条（業務の定義）

第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは検査仕様書および検査施行要領等の関連資料（以下「検査仕様書等」といいます。）の作成に係る業務および検査仕様書等に基づき遂行する検査業務をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 業務の再履行自体に対する損害賠償責任
- ② 特許権、著作権または商標権の侵害によって生じた損害賠償責任
- ③ 被保険者の支払不能または破産によって生じた損害賠償責任
- ④ 見積費用の超過または業務の遅延によって生じた損害賠償責任
- ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の詐欺、犯罪^(注1)等によって生じた損害賠償責任
- ⑥ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務によって生じた損害賠償責任
- ⑦ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為^(注2)によって生じた損害賠償責任
- ⑧ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑨ 自動車^(注3)、航空機または船舶^(注4)の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任およびこれらに関する業務によって生じた損害賠償責任

償責任

- ⑩ 被保険者の業務に対して支払われた報酬の返還につき負担する損害賠償責任
- ⑪ 被保険者が製造する製品のその製造過程において遂行する業務によって生じた損害賠償責任
- ⑫ 検査業務の対象物の経年変化によって生じた損害賠償責任
- ⑬ 日本国外において提起された損害賠償請求について被保険者が負担する損害賠償責任
- ⑭ 原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき負担すべき損害賠償責任

（注1）犯罪

過失犯を除きます。

（注2）行為

不作為を含みます。

（注3）自動車

原動機付自転車を含みます。

（注4）船舶

原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由があることを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において1請求とは、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいうものとします。

第7条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

（注）費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第8条（代位）

当社は普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条（保険料の払込方法）(2)および第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条（保険金の請求）(4)および第27条（保険金の支払）(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および非破壊検査職業危険特別約款第7条（保険金の請求）の規定による手続」

第10条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第11条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

国外危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険責任のおよぶ地域）および非破壊検査職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、日本国外において被保険者が遂行した業務を原因として、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この特約においては、特別約款第4条（保険金を支払わない場合）⑬の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

保険責任遡及補償特約

第1条（特別約款との関係）

当社は、被保険者が保険期間開始前2年間に遂行した業務によって生じた損害賠償請求については、非破壊検査職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険期間と保険責任との関係）(2)および(3)の規定を適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により保険期間開始後、被保険者に対し特別約款第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求のなされるおそれのあることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合においてその原因または事由によって生じた被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および非破壊検査職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）が、この特約に基づく保険契約の保険期間開始前に行った特別約款第3条（業務の定義）に規定する業務について、この保険期間中に提起された損害賠償請求について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）③の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または廃業前被保険者」
- ④ 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）⑤、⑥、⑦、⑩、⑪および第8条（代位）の規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」

第3条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

消防用設備等保守業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

この特別約款において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 保守業務の遂行に起因して、保守業務遂行中に生ずる偶然な事故
- ② 終了した保守業務に起因する偶然な事故

第2条（用語の定義）

この特別約款において次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 保守業務

消防法（昭和23年法律第186号）に基づいて定められた消防用設備等を点検する資格を有する消防設備士または消防設備点検資格者が消防法に基づいて定められた内容および方法に従い行う消防用設備等の点検^(注)およびこれに伴う整備の業務であって、保守契約に基づいて被保険者が行う業務をいいます。

② 消防用設備等

消防法に基づいて定められた防火対象物に設置された消防の用に供する設備、消防用水および消火活動上必要な施設をいいます。

③ 領収金

被保険者が保守業務の遂行により保険期間中に領収する金額の総額をいいます。

(注) 消防用設備等の点検

点検の結果について、所定の様式またはこれに準ずる様式の点検票を作成する場面に限ります。

第3条（損害の範囲）

この特別約款において、当社は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)の規定にかかわらず、同条(1)②の損害防止費用によって生じる損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金）

普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は次のとおりとします。

- ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金を負担することによって生じる損害については、その金額が1回の事故について保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険証券記載の支払限度額を限度として保険金を支払います。
- ② 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)③、④、⑤および⑥の費用を負担することによって生じる損害については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について同条(1)①に規定する損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合には、同条(1)⑥の争訟費用は、支払限度額の同条(1)①に規定する損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意
 - ② 被保険者または被保険者の被用者^(注2)の故意による法令違反。ただし、第1条（保険金を支払う場合）②の場合に限ります。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
 - ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性
- (注1) 保険契約者または被保険者
 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被用者
 保守業務に従事する者を含みます。
- (注3) 暴動
 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者の被用者が保守業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損害賠償責任
 - ③ 自動車^(注1)、船舶^(注2)または航空機の所有、使用または管理^(注3)に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物^(注4)の損壊、紛失または盗取について、その財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
 - ⑥ 消防用設備等の新設、増設、移設または改修^(注5)等の工事に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 保守業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 終了した保守業務の瑕疵に起因して生じたもので、かつ、その保守業務を行った消防用設備等自体の損壊に対する損害賠償責任
 - ⑨ ⑧の損壊のみの場合における、その消防用設備等が設置されている防火対象物またはその他の財物の使用不能に起因する損害賠償責任
- (注1) 自動車
 原動機付自転車を含みます。
- (注2) 船舶
 専ら人力によるものを除きます。
- (注3) 自動車、船舶または航空機の所有、使用または管理
 貨物の積み込みもしくは積卸し作業を除きます。
- (注4) 被保険者が所有、使用または管理する財物
 保守業務を遂行中の消防用設備等を除きます。
- (注5) 消防用設備等の新設、増設、移設または改修
 新たに設計を要するものに限りします。

第7条（損害の防止）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が生じた場合またはそのおそれのあることを知った場合は、損害を防止軽減するために必要な措置^(注1)を遅滞な

く講じなければなりません。

- (2) 当社は(1)の措置に要した費用^(注2)またはこれらの措置によって生ずる損害賠償責任を負うことによって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)①の場合において、事故の生じたその消防用設備等に対する(1)の措置が消防法に基づき定められた内容および方法に従いなされたときを除きます。
- (3) 保険契約者または被保険者が相当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、当社は、損害を防止または軽減することができたと認められる損害の額を控除して保険金の支払額を決定します。

(注1) 措置

被保険者が保守業務を行った消防用設備等の回収、再検査、修理、交換を含みます。

(注2) 措置に要した費用

被保険者が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第8条 (サイバーインシデントの取扱い)

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第9条 (準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。ただし、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)の規定は準用しません。

下請負人特約

第1条（被保険者）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および消防用設備等保守業者特別約款にいう被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、その被保険者の消防用設備等の保守業務にかかる下請負業務を遂行する限りにおいてすべての下請負人を含むものとします。

第2条（普通保険約款の適用除外）

第1条（被保険者）の下請負人については、普通保険約款第7条（告知義務）、同第8条（通知義務）、同第17条（保険料の精算）、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）および同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）の規定は準用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、消防用設備等保守業者特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

獣医師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う獣医師業務（以下「業務」といいます。）の遂行、または業務に付随した動物の管理によって生じた他人の動物の障害^(注)または他人の身体の障害もしくは財物の損壊
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務に付随して管理する他人の動物（以下「受託動物」といいます。）の紛失、逃亡または盗難
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務施設または設備（以下「施設」といいます。）によって生じた他人の動物の障害^(注)または他人の身体の障害もしくは財物の損壊

(注) 動物の障害

負傷または疾病をいい、これらに起因して死亡し、身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態を含みます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、受託動物については適用しません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任。ただし、受託動物の紛失、逃亡、盗難もしくは障害についてはこの限りではありません。
- ③ 名誉毀損または秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑤ 業務または業務に付随して行う管理の通常の範囲内でない行為によって生じた損害賠償責任
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気などによる財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- ⑦ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務によって生じた損害賠償責任

(2) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の業務の遂行について所定の資格を有しない場合には、その業務の遂行または業務に付随して行う管理によって生じた損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 自動車

原動機付自転車を含まず。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する動物の紛失、逃亡、盗難または障害によって、被保険者がその動物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 馬
- ② 種雄牛
- ③ 動物園、水族館、植物園、公園などの公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
- ④ 興行、映画製作などに使用し、または提供するために飼養および保管する動物

第5条（記録の完備）

被保険者は、業務の遂行または受託動物の管理に関する記録を備えておかなければなりません。被保険者が正当な理由なくこの義務を怠った場合は、当社は、その業務または受託動物の管理によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償の有無またはその金額について請求権者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の対象となる額は、次に定める額の合算額を限度とします。
 - ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生したものの額

第7条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社へ通知しなければなりません。

第8条（1回の事故の定義）

当社は、支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一原因または事由に起因して生じた一連の事故は、これを1事故とみなします。

第9条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 受託動物の紛失、逃亡または盗難に関して支払われる保険金の請求に関しては、その発生および損害の額を示す書類
- ② 他人の動物の障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、その発生および損害の額を示す書類

第10条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限りに、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が生じた場合を除きます。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条（6）の規定中「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条（2）に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条（5）の規定中「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故が本条（1）の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（3）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑩ 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）（3）および獣医師特別約款第9条（保険金の請求）の規定による手続」

第12条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	<p>次のものをいいます。</p> <p>ア. サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合</p>
② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第13条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

施設危険補償対象外特約

当社は、獣医師特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち、同条①および②の事故に限り、その事故によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

特定動物危険補償特約

当社は、獣医師特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、保険証券に記載された動物の紛失、逃亡、盗難または障害^(注)によって、被保険者がその動物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 障害

負傷または疾病をいい、これらに起因して死亡し、身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態を含みます。

行政書士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者または使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において行政書士の業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに基づいてなされた損害賠償請求（以下「請求」といいます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、被保険者が行う下記の仕事をいいます。

- ① 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2に規定する官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類^(注)の作成
- ② 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3に規定する①の書類を官公署へ提出する手続の代行
- ③ 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3に規定する①の書類の作成についての相談

(注) 官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類
実地調査に基づく図面類を含みます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、被保険者が日本国内において請求を受けた場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第2条③の規定は、本条⑤ただし書の場合は、これを適用しません。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えることを予見しながら^(注2)なした行為^(注3)によって生じた賠償責任
- ② 名誉毀損によって生じた賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 行政書士法の規定に違反して行った業務に起因する賠償責任
- ⑤ 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失または盗難によって生じた賠償責任。ただし、第2条（業務）①、②または③の業務のために被保険者が受託する定款、実印、印鑑証明書および許可証等の損壊、紛失または盗難によって生じた賠償責任を除きます。
- ⑥ 行政書士業務報酬^(注4)の返還にかかわる賠償責任
- ⑦ 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合に、その原因または事由によって生じた賠償責任

(注1) 犯罪行為
過失犯を除きます。

(注2) 予見しながら

予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 行為

不作為を含みます。

(注4) 行政書士業務報酬

日当、旅費および宿泊料を含みます。

第5条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなくてこの義務を怠った場合は、当社は、(1)の記録を備えていない業務によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が、損害賠償責任の有無またはその額について請求権者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由がなくて(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の合計額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第7条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合において、その原因または事由によって生じた損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求がなされたときは、その請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、損害賠償請求権者の数がいかなる場合でも、同一の原因または事由によって生じたすべての請求をいいます。

第9条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書

② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第10条 (代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人または被保険者の業務の補助者に対するものに限る、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第11条 (普通保険約款の読み替え)

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条(保険料の払込方法)(2)および第6条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条(通知義務)(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および行政書士特別約款第9条(保険金の請求)の規定による手続」

第12条 (サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	<p>次のものをいいます。</p> <p>ア. サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合</p>
② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第13条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

税務書類作成業務補償特約

第1条（業務範囲の拡大）

当社は、行政書士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（業務）①による業務には、税理士法（昭和26年法律第237号）第51条の2（行政書士等が行う税務書類の作成）の規定に基づいて行う税務書類の作成（以下「税務書類の作成」といいます。）を含むものとします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1)当社は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、延滞税もしくは利子税または過少申告加算金、不申告加算金もしくは延滞金に相当する損害について、被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。
 - (2)当社は、納税申告書を法定申告期限までに提出せず、または納付すべき税額を期限内に納付せず、もしくはその額が過少であった場合において、修正申告、更正または決定により納付すべきこととなる本税^(注1)等の本来納付すべき税額の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払^(注2)については、保険金を支払いません。
- (注1) 修正申告、更正または決定により納付すべきこととなる本税

累積増差税額を含みます。

(注2) 被保険者が被害者に対して行う支払
名目を問いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合）の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、不正に国税もしくは地方税の賦課もしくは徴収を免れ、または不正に国税もしくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為を行ったことによって生じた賠償責任
- ② 重加算税または重加算金を課された事案によって生じた賠償責任

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

名誉き損補償特約

当社は、行政書士特別約款第4条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が他人に対し、名誉毀損によって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および行政書士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）が、この特約に基づく保険契約の保険期間開始前に日本国内において遂行した特別約款第2条（業務）に規定する業務につき、この保険期間中になされた損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第2条（業務）の規定中「被保険者が行う」とあるのは「廃業前被保険者が行った」
- ④ 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）①の規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」

- ⑤ 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）⑤の規定中「被保険者が受託する」とあるのは「廃業前被保険者が受託した」
- ⑥ 特別約款第5条（記録の完備）および第10条（代位）の規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」

第3条（特別約款の適用除外）

この特約においては、特別約款第7条（通知）(2)の規定は適用しません。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

理学療法士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において理学療法業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人^(注)の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

（注）他人

その業務の対象となる者をいいます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、自動車^(注1)、船舶^(注2)もしくは車両^(注2)の所有、使用もしくは管理に起因して負担する損害賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏洩に起因して負担する損害賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする業務に起因して負担する損害賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した業務に起因して負担する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が外科手術を行い、または薬品を投与し、もしくは、その指示をするなどの行為に起因して負担する損害賠償責任

（注1）自動車

原動機付自転車を含みます。

（注2）船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第4条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)②に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第5条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用において1回の事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一被障害者に対して行った一連の業務は、(1)に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第6条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人とその他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条（6）の規定中「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条（2）に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条（5）の規定中「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故が本条（1）の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（3）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第8条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第9条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

訪問看護事業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において訪問看護業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人^(注)の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

(注) 他人

その業務の対象となる者をいいます。

第2条（定義）

(1) この特別約款において訪問看護事業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により指定される指定訪問看護事業者をいいます。

(2) 第1条（保険金を支払う場合）にいう業務とは、健康保険法、その他医療保険各法^(注)に規定される各種訪問看護事業が対象とする業務をいいます。

(注) その他医療保険各法

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を含みます。

第3条（被保険者）

この特別約款において、被保険者とは、訪問看護事業者およびその使用人のうち、医師を除く者をいいます。

第4条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備^(注1)または航空機、自動車^(注2)、船舶^(注3)もしくは車両^(注3)の所有、使用もしくは管理に起因して負担する損害賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏洩に起因して負担する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 所定の免許を有しない者および健康保険法その他医療保険各法で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務に起因して負担する損害賠償責任

(注1) 設備

業務遂行に際し使用する器具類は除きます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第6条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第7条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用において、1回の事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一被障害者に対して行った一連の業務は、(1)に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条(6)の規定中「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条(2)に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）(4)の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条(5)の規定中「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故が本条(1)の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条(3)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第9条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	<p>次のものをいいます。</p> <p>ア. サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合</p>
② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第10条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

施設危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が訪問看護事業を遂行するにあたり、次のいずれかによって保険期間中に生じた偶然な事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。

- ① 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券に記載された施設（設備を含みます。ただし、業務遂行に際し使用する器具類は除きます。以下「施設」といいます。）または保険証券に記載された業務遂行
- ② 被保険者の占有を離れた飲食物その他の保険証券記載の財物

第2条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、訪問看護事業者およびその使用人のうち、医師を除く者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）

に規定する損害賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の行う業務^(注1)による身体の障害によって生じた損害賠償責任
- ② 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- ③ 航空機、自動車^(注2)、船舶^(注3)または車両^(注3)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任
- ④ 生産物または仕事の瑕疵によるその生産物またはその仕事の目的物の損壊によって生じたその生産物またはその仕事の目的物に対する損害賠償責任
- ⑤ 昇降機の所有、使用もしくは管理について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果によって生じた損害賠償責任

(注1) 業務

訪問看護事業者特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する業務をいいます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第4条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、訪問看護事業者特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

救急救命士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者または使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において救急救命士としての業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の業務とは、傷病者を病院または診療所に搬送するまでの間に、その傷病者に対して応急処置を行う業務をいいます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任。ただし、航空機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)に設置されている設備または装置で、専ら業務に使用されるものの所有、使用または管理に起因するものを除きます。
- ② 動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 名誉毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含まず。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかねばなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく(1)の義務を怠った場合は、当社は、(1)の記録を備えていない業務によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する事項のほか、事故発見の日時を、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第7条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用において1回の事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一被害者に対して行った一連の業務は、(1)に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第8条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人とその他被保険者の業務の補助者に対するものに限りに、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条(6)の規定中「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条(2)に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）(4)の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条(5)の規定中「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故が本条(1)の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条(3)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第10条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第 11 条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

測量士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において第2条（測量業務）に規定する測量業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因して提起された損害賠償請求（以下「請求」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（測量業務）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、被保険者が行う次のいずれかに該当する仕事をいいます。

- ① 測量法（昭和24年法律第188号）第4条（基本測量）に規定する基本測量
- ② 測量法第5条（公共測量）に規定する公共測量
- ③ 測量法第6条（基本測量及び公共測量以外の測量）に規定する基本測量および公共測量以外の測量
- ④ 測量法施行令（昭和24年政令322号）第1条（局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲）に規定する局地的測量または高度の精度を必要としない測量

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に被保険者に対し請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為もしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら行った行為に起因する賠償責任
- ② 名誉毀損に起因する賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任
- ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の結果自体の不具合の改善、補修等に対する賠償責任
- ⑦ 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用もしくは管理^(注3)に起因する賠償責任
- ⑧ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する賠償責任
- ⑨ 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 航空機、昇降機、自動車、船舶または車両の所有、使用もしくは管理貨物の積込または積卸作業を除きます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第5条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が、損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなくて(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次の各号に掲げる額の合算額を限度として算定するものとします。
- ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第6条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、遅滞なく(1)の通知を行った場合に、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求が提起された場合は、その請求は、この保険契約の保険期間中に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、損害賠償請求権者の数がいかなる場合でも、同一の原因または事由に起因するすべての請求をいいます。

第8条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第9条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限りに、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条（保険料の払込方法）（2）および第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条（6）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）（4）および（5）の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条（保険金の請求）（4）および第27条（保険金の支払）（1）の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）（3）および測量士特別約款第8条（保険金の請求）の規定による手続」

第11条（サイバーインシデントの取扱い）

- （1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- （3）本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	<p>次のものをいいます。</p> <p>ア. サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合</p>
② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第12条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および測量士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）がこの特約に基づく保険契約の保険期間開始前に日本国内において遂行した特別約款第2条（測量業務）に規定する業務につき、この保険期間中に提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは、「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」

- ③ 特別約款第2条（測量業務）の規定中「被保険者が行う」とあるのは、「廃業前被保険者が行った」
- ④ 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）①の規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」
- ⑤ 特別約款第4条（保険金を支払わない場合）⑨の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の請求」とあるのは、「廃業補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求」
- ⑥ 特別約款第9条（代位）の規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」

第3条（特別約款の適用除外）

この特約においては、特別約款第6条（通知）(2)の規定は適用しません。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

名誉き損補償特約

当社は、測量士特別約款第4条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が他人に対し、名誉毀損に起因する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

社会保険労務士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において第2条（業務の範囲）の業務（以下「業務」といいます。）の遂行にあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに基づき提起された損害賠償請求（以下「請求」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において、「業務」とは、被保険者が行う^(注)次の仕事をいいます。

- ① 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条（社会保険労務士の業務）第1項第1号から第1号の3までに規定する書類の作成、提出の代行および事務の代理等の事務
- ② 社会保険労務士法第2条第1項第2号に規定する帳簿書類の作成等の事務
- ③ 社会保険労務士法第2条第1項第3号に規定する相談・指導等の事務

(注) 被保険者が行う

被保険者が履行補助者として行う場合を含みます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、日本国内において被保険者に対し請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、労働社会保険諸法令の規定による延滞金または追徴金に相当する損害につき、被保険者が被害者に対して行う損害賠償金としての支出に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、納付すべき徴収金^(注1)を期限内に納付せず、またはその額が過少であった場合において、本来納付すべき徴収金^(注1)の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払^(注2)に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 徴収金

保険料、納付金、拠出金その他労働社会保険諸法令の規定による徴収金をいいます。

(注2) 被保険者が被害者に対して行う支払

名目を問いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第2条③の規定は、本条⑤ただし書きの場合は、これを適用しません。

- ① 被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者の犯罪行為^(注1)またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら^(注2)行った行為^(注3)に起因する賠償責任

- ② 不正行為^(注4)に起因する賠償責任
- ③ 被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者が、不正行為^(注4)について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたことに起因する賠償責任
- ④ 被保険者が、故意に、真正の事実にして労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成したことまたは事務代理をしたことに起因する賠償責任
- ⑤ 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗難もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、第2条（業務の範囲）①または②の業務のために被保険者が管理する他人の印鑑または各種証書の損壊、紛失または盗難に起因する賠償責任を除きます。
- ⑥ 名誉毀損または秘密の漏えいに起因する賠償責任
- ⑦ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑧ 業務の通常の範囲内でない行為に起因する賠償責任
- ⑨ 保険契約の締結時において、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- ⑩ 被保険者が、社会保険労務士となる資格を有せず、または全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録を受けずに^(注5)行った行為に起因する賠償責任

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 行為

不作為を含みます。

(注4) 不正行為

不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課または徴収を免れること、その他労働社会保険諸法令に違反する行為をいいます。

(注5) 社会保険労務士名簿に登録を受けずに

開業社会保険労務士の業務の停止もしくは失格処分を受けた場合または社会保険労務士名簿の登録を取消しもしくはまっ消された場合を含みます。

第6条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり業務執行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく(1)の義務を怠った場合は、当社は、(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ請求を提起された被保険者の同意を得ることとします。
- (2) 請求を提起された被保険者が、正当な理由なく(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の合計額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金としての支出については、もし請求を提起された被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額

- ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第8条(通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、遅滞なく(1)の通知を行った場合に、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求が提起された場合は、その請求はこの保険契約の保険期間中に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(1請求の定義)

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、損害賠償請求権者の数を問わず、同一原因または事由に起因する全ての請求をいうものとします。

第10条(保険金の請求)

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- | |
|--|
| ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書 |
| ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書 ^(注) 等の書類 |

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第11条(代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他の被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第12条(普通保険約款の読み替え)

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条(保険料の払込方法)(2)および第6条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」

- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条(通知義務)(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および社会保険労務士特別約款第10条(保険金の請求)の規定による手続」

第13条(サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第14条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

名誉き損補償特約

当社は、社会保険労務士特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）⑥の規定にかかわらず、被保険者が他人に対し、名誉毀損に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および社会保険労務士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）がこの特約に基づく保険契約の保険期間開始前に日本国内において遂行した特別約款第2条（業務の範囲）の業務につき、この保険期間中に提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは、「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第2条（業務の範囲）の規定中「被保険者が行う」とあるのは、「廃業前被保険者が行った」
- ④ 特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）①、③、④および⑩の規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」
- ⑤ 特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）⑤の規定中「被保険者が管理する」とあるのは、「廃業前被保険者が管理した」
- ⑥ 特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）⑨の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の請求」とあるのは、「廃業補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求」
- ⑦ 特別約款第6条（記録の完備）および第11条（代位）の規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」

第3条（特別約款の適用除外）

この特約においては、特別約款第8条（通知）(2)の規定は適用しません。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または

解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

施設危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、社会保険労務士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第5条（保険金を支払わない場合—その2）⑤の規定にかかわらず、被保険者が特別約款第1条（保険金を支払う場合）の業務を遂行するため所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）または業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 特別約款第2条（業務の範囲）①または②の業務のために被保険者が管理する他人の印鑑または各種証書の損壊に起因する賠償責任

（注1）自動車

原動機付自転車を含みます。

（注2）船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第3条（特別約款の適用除外）

この特約については、特別約款第3条（保険期間と保険責任の関係）、同第8条（通知）、同第9条（1請求の定義）および同第12条（普通保険約款の読み替え）の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

建設コンサルタント特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行した土木設計・調査業務（以下「業務」といいます。）に関し、業務の委託者に引き渡した成果物（以下「成果物」といいます。）に起因して、次のいずれかに該当する場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 第三者^(注)の身体の障害または第三者^(注)の財物の損壊に関し、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合
- ② 書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより、業務の委託者より被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合

(注) 第三者

業務の委託者を除きます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、保険期間開始前に着手した業務によって生じた損害賠償請求については、最初の保険契約を除き、次の①から③までに規定するすべての要件を満たし、かつ、この保険契約の保険期間中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。
 - ① その業務の着手後1年以内に、同種の保険契約^(注)が当社との間に締結されていたこと。
 - ② 成果物の引き渡し時に同種の保険契約^(注)が当社との間に締結されていたこと。
 - ③ 当社との間に締結された同種の保険契約^(注)が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと。
- (3) この保険契約が最初の保険契約である場合には、当社は(1)および(2)の規定にかかわらず、保険期間開始前に着手した業務に起因する損害賠償請求については、その業務が保険期間開始日以前1年間に着手され、この保険契約の保険期間中に成果物が引き渡され、かつこの保険契約の保険期間中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

(注) 同種の保険契約

この保険契約と同一の危険を負担する保険契約をいいます。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、1請求について、当社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤の費用を除き、損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する部分に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額とし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれか

に該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が業務を行う施設もしくは設備、または航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者、その使用人または業務の補助者の犯罪行為^(注3)または被保険者が他人に損失を与えるべきことを予見しながら^(注4)行った行為^(注5)によって生じた損害賠償責任
- ③ 名誉毀損によって生じた損害賠償責任
- ④ 秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- ⑤ 漁業権または著作権、工業所有権もしくは水利権などの無体財産権の侵害によって生じた損害賠償責任
- ⑥ 騒音、振動またはじんあいによって生じた損害賠償責任
- ⑦ 環境に与えた損失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償責任
- ⑨ 測量の過誤または測量が不十分であることに起因する損害賠償責任
- ⑩ 業務の成果物の修補、改善または再作製に要する費用にかかる損害賠償責任
- ⑪ 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任
- ⑫ 損害賠償請求の原因または原因となる事由について、その原因または事由の発生を予見できた業務に起因する損害賠償責任
- ⑬ この保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求のなされることを被保険者が知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた損害賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注4) 予見しながら

予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 行為

不作為を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、成果物に基づき建造された構造物（以下「構造物」といいます。）について次のいずれかに該当する事由によって生じた損壊等^(注1)に起因して被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ② 地震、噴火もしくはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(2) 当社は、(1)に規定する事由によって生じた構造物の損壊等^(注1)が拡大したことによって被保険者が被る損害および発生原因がいかなる場合でも構造物の損壊等^(注1)がこれらの事由によって拡大したことによって被保険者が被る損害およびこれらの事由がなければ発見されなかった構造物の損壊等^(注1)に起因して被保険者が被る損害についても保険金を支払いません。

(注1) 損壊等

滅失、破損、汚損または欠陥をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第6条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合に、その原因または事由によって生じた損害について、保険期間終了後に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において1請求とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。なお、同一の業務に起因して被保険者に対して複数の損害賠償請求が提起された場合には、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

第8条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第9条（代位）

当社は普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人または被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用します。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)④の規定中「事故が発生し

た場合において」とあるのは「建設コンサルタント特別約款第1条（保険金を支払う場合）の業務に起因して損害賠償請求が提起された場合において」

- ② 第3条(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ③ 第5条(保険料の払込方法)(2)および第6条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ④ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ⑤ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑥ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑦ 第8条(通知義務)(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑧ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑩ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑪ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑫ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および建設コンサルタント特別約款第8条(保険金の請求)の規定による手続」

第11条(サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第12条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

土木設計業務特約

第1条（業務）

建設コンサルタント特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、土木工事の設計もしくは監理または土木工事に関する調査・企画・立案もしくは助言を行うことをいいます。

第2条（成果物の定義）

特別約款第1条（保険金を支払う場合）の「成果物」とは、被保険者と業務の委託者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計図、調査報告書またはその他の書面をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条（用語の定義）第1号に規定する建築物の設計にかかる書面
- ② 日本国外で施工される土木工事にかかる書面
- ③ 地質もしくは土質に関する調査報告書
- ④ 指定仮設備^(注)以外の仮設備にかかる書面
- ⑤ 保険証券記載の書面

(注) 指定仮設備

設計図書の定めまたは監督職員の指示により、成果物に基づき施工される仮設備をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

地質調査業務特約

第1条（業務）

建設コンサルタント特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、地質または土質に関する資料の提供およびこれに付随する業務をいいます。

第2条（成果物の定義）

特別約款第1条（保険金を支払う場合）の「成果物」とは、被保険者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 日本国外で行われる地質調査にかかる書面
- ② 保険証券記載の書面

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

個別契約方式特約（土木設計業務用）

土木設計業務特約第2条（成果物の定義）の規定にかかわらず、建設コンサルタント特別約款第1条（保険金を支払う場合）の「成果物」とは、保険証券記載の書面をいいます。

個別契約方式特約（地質調査業務用）

地質調査業務特約第2条（成果物の定義）の規定にかかわらず、建設コンサルタント特別約款第1条（保険金を支払う場合）の「成果物」とは、保険証券記載の書面をいいます。

通関業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者または使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において通関業者としての業務（以下「業務」といいます。）の遂行にあたり、職業上相当な注意をしなかったことに基づき提起された損害賠償請求（以下「請求」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において、「業務」とは、被保険者が行う次のいずれかに該当する仕事をいいます。

- ① 通関業法（昭和42年法律第122号）第2条（定義）第1項に規定する通関業務
- ② 通関業法（昭和42年法律第122号）第7条（関連業務）に規定する関連業務のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条（定義）第2号イに規定する国際運送貨物に係る業務^{（注）}

（注）国際運送貨物に係る業務

電子情報処理組織により処理されない業務を含みます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、日本国内において被保険者に対して請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、過少申告加算税、無申告加算税もしくは延滞税または過少申告加算金、無申告加算金もしくは延滞金に相当する損害につき、被保険者が被害者に支払う損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、理由がいかなる場合でも、関税もしくは内国消費税の本来納付すべき税額に相当する損害につき、被保険者が被害者に支払う損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、本条⑥ただし書きの場合は、これを適用しません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為^{（注1）}もしくは不誠実行為またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら^{（注2）}行った行為^{（注3）}に起因する賠償責任
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、修正申告を行うことにより本来納付すべき額を超過して納付した関税または内国消費税の返還を受けることができることを認識しながら、故意または重過失により修正申告を行わなかったことに起因する賠償責任

- ③ 被保険者が、不正に関税もしくは内国消費税の賦課もしくは徴収を免れ、または不正に関税もしくは内国消費税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為を行ったことに起因する賠償責任
- ④ 被保険者が、故意に、真正の事実と反して業務を行ったことに起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者が、通関士の遂行する業務につき、通関士の資格を有さない者に遂行させた行為に起因する賠償責任
- ⑥ 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗難に起因する賠償責任。ただし、第2条（業務の範囲）の業務のために被保険者が受託する他人の仕入書、輸入価格を証する書類、原産地証明書その他通関手続きに必要な書類の損壊、紛失または盗難に起因する賠償責任を除きます。
- ⑦ 名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ⑧ 通関業務報酬の返還にかかる賠償責任
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑩ 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- ⑪ 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、昇降機、自動車^(注4)、船舶^(注5)もしくは車両^(注5)の所有、使用または管理によって生じた賠償責任

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 行為

不作為を含みます。

(注4) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注5) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第6条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり、業務執行に関する記録を備えておかねばなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく、(1)の義務を怠った場合は、当社は、(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が、損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ請求を提起された被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 請求を提起された被保険者が、正当な理由がなく(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次に掲げる額の合算額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金としての支出については、もし請求を提起された被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額

- ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第8条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、遅滞なく(1)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後3年以内に被保険者に対して請求が提起された場合は、その請求は、この保険契約の保険期間中に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において1請求とは、損害賠償請求権者の数がいかなる場合でも、同一の原因または事由によって生じたすべての請求をいうものとします。

第10条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第11条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条（保険料の払込方法）(2)および第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」

- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条(通知義務)(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および通関業者特別約款第10条(保険金の請求)の規定による手続」

第13条(サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第 1 4 条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

薬剤師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において第2条（業務の範囲）に規定する調剤業務を遂行することにより、他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の調剤業務とは、次に定める業務をいいます。

- ① 薬剤師の資格を有する者が行う薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条（調剤）に規定する業務
- ② 薬局開設者または医薬品の販売業の許可を受けた者が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条（医薬品の販売業の許可）に規定する業務

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備、または昇降機^(注1)、航空機、自動車^(注2)、船舶^(注3)もしくは車両^(注3)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 薬剤師法（昭和35年法律第146号）または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に違反して行った調剤業務に起因する損害賠償責任

(注1) 昇降機

調剤業務遂行中に直接使用しているものを除きます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含まず。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用において1回の事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一被害者に対して行った一連の業務は、(1)に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第7条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限る、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合はこの限りではありません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条(6)の規定中「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条(2)に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）(4)の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条(5)の規定中「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故が本条(1)の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条(3)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第9条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第10条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

薬剤師追加特約（薬局用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、薬剤師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 日本国内において被保険者が特別約款第2条（業務の範囲）に規定する調剤業務（以下「業務」といいます。）を遂行する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）の所有、使用または管理に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において業務を遂行することにより発生した他人の財物の損壊

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 航空機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

薬剤師追加特約（薬剤師用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、薬剤師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において特別約款第2条（業務の範囲）に規定する調剤業務を遂行することにより発生した他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 航空機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

人格権侵害補償特約（薬局用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および薬剤師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内におい

て遂行する特別約款第2条（業務の範囲）に規定する調剤業務（以下「業務」といいます。）または業務を遂行する保険証券記載の施設の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、凶面、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

人格権侵害補償特約（薬剤師用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および薬剤師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行する特別約款第2条（業務の範囲）に規定する調剤業務に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、凶面、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

臨床工学技士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において第2条（業務の範囲）に規定する臨床工学技士業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、臨床工学技士の資格を有する者が行う臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第2条（定義）に規定する業務をいいます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または昇降機^(注1)、自動車^(注2)、船舶^(注3)もしくは車両^(注3)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- ② 名誉毀損^キまたは秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）の規定に違反して行った業務に起因する損害賠償責任

(注1) 昇降機

業務遂行中に直接使用しているものを除きます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用において1回の事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一被障害者に対して行った一連の業務は、(1)に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第7条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するもの限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が生じた場合を除きます。

第8条（普通保険約款の読み替え）

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条（6）の規定中「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条（2）に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条（5）の規定中「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故が本条（1）の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（3）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第9条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊</p> <p>または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
③ コンピュータシステム	<p>情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p>

第10条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

診療放射線技師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において第2条（業務の範囲）に規定する診療放射線技師業務を遂行することにより、他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の診療放射線技師業務とは、診療放射線技師の資格を有する者が行う診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第2条（定義）および同法第24条の2（画像診断装置を用いた検査等の業務）に規定する業務をいいます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または昇降機^(注1)、自動車^(注2)、船舶^(注3)もしくは車両^(注3)の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）の規定に違反して行った診療放射線業務に起因する賠償責任

(注1) 昇降機

診療放射線技師業務遂行中に直接使用しているものを除きます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含まず。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（1事故の定義）

普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)に規定する「1回の事故」とは、同一原因または事由に起因して生じた一連の事故をいいます。

第7条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が生じた場合を除きます。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条（6）の規定中「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条（2）に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条（5）の規定中「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故が本条（1）の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（3）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第9条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第10条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

対物賠償責任補償特約（診療放射線技師用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、診療放射線技師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において特別約款第2条（業務の範囲）に規定する診療放射線技師業務を遂行することにより、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

人格権侵害補償特約（診療放射線技師用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および診療放射線技師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行する特別約款第2条（業務の範囲）に規定する診療放射線技師業務に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図面、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

弁護士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定される弁護士の資格に基づいて遂行した業務（以下「業務」といいます。）に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の業務には、後見人、保佐人、相続財産管理人、清算人、検査役、管財人または整理委員等の資格において法律事務を行うことを含みます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、被保険者が、保険期間中に遂行した業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後3年以内に、日本国内において損害賠償請求（以下「請求」といいます。）を提起された場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)または他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為^(注2)に起因する賠償責任
- ② 被保険者が公務員としての職務上遂行した業務に起因する賠償責任
- ③ 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗難に起因する賠償責任。ただし、証拠書類および証拠物の損壊、紛失または盗難および執行行為に付随して生じた財物の損壊、紛失または盗難に起因する場合を除きます。

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 行為

不作為を含みます。

第4条（記録の完備）

被保険者は、業務遂行にあたり、業務遂行に関する記録を備えておかなければなりません。被保険者が正当な理由がなく、この義務を怠った場合は、当社は、その業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、当社は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく、(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次に掲げる額の合算額を限度として算定します。
- ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金については、被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額

- ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時までに発生した額

第6条（弁護士を選任）

- (1)被保険者は、請求に関し、訴訟、仲裁、和解または調停の手続を行う場合は、自ら弁護士を代理人として選任することができます。
- (2)当社は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥の同意をする場合において、代理人である弁護士の選任については、被保険者の決定のとおり同意します。

第7条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、損害賠償請求権者の数がいかなる場合でも、同一の業務に起因するすべての請求をいいます。

第8条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第9条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限りに、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第10条（普通保険約款等の読み替え）

- (1)この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用します。
- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)④の規定中「事故が発生した」とあるのは「弁護士特別約款第1条（保険金を支払う場合）の業務に起因して請求を提起された」
 - ② 第3条(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
 - ③ 第5条（保険料の払込方法）(2)および第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「遂行された業務に起因する損害」
 - ④ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「請求が提起される前に」
 - ⑤ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「請求が提起された後に」
 - ⑥ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「遂行された業務に起因する損害」
 - ⑦ 第8条（通知義務）(4)および(5)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「遂行された業務に起因する損害」

- ⑧ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「遂行された業務に起因する損害」
- ⑨ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「遂行された業務に起因する損害」
- ⑩ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)の規定中「事故が発生したことを知った場合は」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」とあるのは「請求の提起」、「事故の状況」とあるのは「請求の状況」
- ⑪ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑫ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および弁護士特別約款第8条(保険金の請求)の規定による手続」
- (2)この特別約款においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)③の規定は適用しません。

第11条(サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第12条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

賠償請求期間延長補償特約（5年）

当社は、弁護士特別約款第2条（保険期間と保険責任の関係）の規定にかかわらず、被保険者が、保険期間中に遂行した業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後5年以内に、日本国内において損害賠償請求を提起された場合には、保険金を支払います。

賠償請求期間延長補償特約（10年）

当社は、弁護士特別約款第2条（保険期間と保険責任の関係）の規定にかかわらず、被保険者が、保険期間中に遂行した業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後10年以内に、日本国内において損害賠償請求を提起された場合には、保険金を支払います。

外国法事務弁護士補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、弁護士特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号。以下「外弁法」といいます。）に規定される外国法事務弁護士の資格に基づいて遂行した業務（以下「業務」といいます。）に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が外弁法の規定に違反して行った業務に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約においては、弁護士特別約款第10条（普通保険約款等の読み替え）(1)①の規定は適用しません。
- (2) この特約においては、賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)④の規定中「事故が発生した」とあるのは「外国法事務弁護士補償特約第1条（保険金を支払う場合）の業務に起因して損害賠償請求を提起された」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、弁護士特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

外国法事務弁護士国外請求補償特約

第1条（特別約款の適用除外）

この特約においては、弁護士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険期間と保険責任の関係）および特別約款第6条（弁護士の選任）の規定は適用しません。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、被保険者が保険期間中に遂行した業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後3年以内に損害賠償請求を提起された場合は、損害賠償請求を提起された地が国内であると国外であるとを問わず、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（費用の内枠払い）

この特約においては、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社は、同条(1)①に規定する損害賠償金としての支出および同条(1)②から⑥までに規定する費用の合算額が保険証券記載の免責金額を超過した場合に限り、その超過額のみを保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款、外国法事務弁護士補償特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

施設危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が弁護士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の業務（以下「業務」といいます。）を遂行するため所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）または業務の遂行によって保険期間中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機^(注1)、自動車^(注2)、船舶^(注3)または車両^(注3)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 証拠書類もしくは証拠物の損壊または執行行為に付随して生じた事故による財物の損壊に起因する賠償責任

(注1) 昇降機

財物のみを積載する昇降機および機械式の立体駐車場は除きます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第3条（特別約款の適用除外）

この特約においては、特別約款第10条（普通保険約款等の読み替え）の規定は適用しません。

第4条（特約の読み替え）

外国法事務弁護士補償特約が付帯された契約においては、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「弁護士特別約款第1条（保険金を支払う場合）の業務」とあるのは「外国法事務弁護士補償特約第1条（保険金を支払う場合）の業務」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨の規定に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

医師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人^(注)の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

(注) 他人

その医療行為の対象となる者をいいます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識した時^(注1)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時^(注2)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。
- (3) 同一の原因または事由に起因するすべての事故は、発生した時もしくは場所、発見された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)に規定する「1回の事故」とみなします。なお、この場合の事故は、最初に発見された時にすべて発見されたものとみなします。

(注1) 認識した時

認識をし得た時を含みます。

(注2) 損害賠償請求が提起された時

提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両^(注1)、自動車^(注2)、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任は除きます。

(注1) 車両

原動力が専ら人力であるものを含みます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

第4条（供託金の貸付け等）

- (1) 当社は、当社が被保険者に対して保険金支払責任を負う限度において、上訴の場合の仮執行を免れるため被保険者が供託した供託金相当額を、供託

金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。ただし、保険証券記載の支払限度額^(注1)を限度とします。

- (2)(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金^(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3)(1)の貸付けが行われている間においては、保険証券記載の支払限度額は、その貸付金をすでに支払った保険金として適用します。
- (4)(1)の供託金^(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注2)の限度で、(1)の貸付金^(注3)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 支払限度額

同一事故につきすでに当社が支払った保険金がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第5条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)②に掲げる事項のほか、事故発見の日時を、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第5条（保険料の払込方法）(2)の規定中「始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「始期日から保険料領収までの間に発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条（告知義務）(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条（告知義務）(6)の規定中「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条(2)に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）(4)の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間に発見された事故」
- ⑥ 第8条（通知義務）(5)の規定中「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故が本条(1)の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「本条(1)①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事

由が生じた時以後に発生した事故による損害」とあるのは「本条(1)①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発見された事故による損害」

- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収までの間に発見された事故による損害」
- ⑩ 第22条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収までの間に発見された事故による損害」

第8条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

代位求償権行使に関する特約

第1条（代位）

- (1)当社は、この特約が付帯された保険契約においては、医師特別約款（以下「特別約款」といいます。）に定める代位に関する規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第28条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者（以下「使用人等」といいます。）に対するものに限り、次のいずれかに該当する場合を除き、これを行使しません。
 - ① 使用人等の故意によって事故が発生した場合
 - ② 使用人等を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約（以下「使用人等の保険契約」といいます。）がある場合。ただし、当社が行使する権利の額は、使用人等の保険契約の保険証券に記載された1回の事故につき支払われる支払限度額を限度とします。
- (2)保険契約者、被保険者またはその代理人は、当社の求めに応じて、使用人等の保険契約について知っている事実を当社に告げるとともに、調査について当社に協力しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者またはその代理人が、正当な理由がなく、(2)の事実を告げず、または協力に応じない場合は、当社は、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

予防接種のみ補償特約

第1条（業務の定義）

この特約において医師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の業務とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）および行政措置に基づき保険証券記載の地域内において実施される予防接種にかかる医療業務をいいます。

第2条（被保険者）

この特約に基づく保険契約の被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 予防接種実施主体
- ② この特約に基づく保険契約の保険期間中に業務を遂行する保険証券記載の医師
- ③ この特約に基づく保険契約の保険期間開始前に業務を遂行した保険証券記載の医師

第3条（保険金を支払う損害）

当社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、第2条（被保険者）②および③の医師により遂行された業務に起因する損害に限り保険金を支払います。

第4条（支払限度額の特則）

保険証券記載の支払限度額は、被保険者1名ごとにこれを適用します。ただし、当社は第2条（被保険者）②の被保険者数に保険証券記載の総支払限度額を乗じた額を超過して保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

廃業補償特約（医師特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および医師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間開始前において特別約款に基づく保険契約の被保険者（以下「廃業前被保険者」といいます。）またはその使用人その他廃業前被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務（以下「業務」といいます。）を遂行したことにより他人^(注)の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

(注) 他人

その医療行為の対象となった者をいいます。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第3条（保険金を支払わない場合）①の規定中「被保険者の業務を行う」とあるのは「廃業前被保険者が業務を行った」

- ④ 特別約款第6条（代位）の規定中「被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者」とあるのは「廃業前被保険者の使用人その他廃業前被保険者の業務の補助者」

第3条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解除もしくは解約の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

縮小支払特約

賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は1回の事故につき、同条(1)⑤および⑥の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限りその超過分に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額についてのみ保険金を支払います。ただし、いかなる場合も、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

医療施設特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の医療施設（設備を含みます。以下「医療施設」といいます。）または医療施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害
- ② 被保険者の占有を離れた飲食物、その他の保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因する損害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する賠償責任
- ② 医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ③ 航空機、自動車または医療施設^{（注1）}外における船舶・車両^{（注2）}もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ④ 生産物または仕事の瑕疵に基づく生産物または仕事の目的物の損壊それ自体の賠償責任
- ⑤ 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任

（注1）医療施設

設備を含みます。

（注2）船舶・車両

原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物について、これを適用しません。

第4条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

旅行業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が旅行業者としての業務（以下「業務」といいます。）の遂行にあたり、職務上相当な注意を行使しなかったことに基づき、保険期間中に発生した他人の損害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の事故は、身体の障害または財物の損壊に限りません。
- (3) 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、当社は、被保険者が通常の業務の一部として管理する旅行者の手荷物などの受託物の損壊、紛失または盗取により、旅行者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 企画旅行契約

旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条（定義）第4項に規定する企画旅行契約をいいます。

② 手配旅行契約

旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条（定義）第5項に規定する手配旅行契約をいいます。

③ 情報提供契約

旅行契約のうち、被保険者が旅行者の求めに応じて旅行先の選定、旅行日程の作成、旅行経費の見積り等旅行に関する相談に応ずる契約をいいます。

④ 手配代行業務

旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の3（標準旅行業約款）の規定に基づく標準旅行業約款（以下「標準旅行業約款」といいます。）募集型企画旅行契約の部第4条、標準旅行業約款受注型企画旅行契約の部第4条、もしくは標準旅行業約款手配旅行契約の部第4条に規定する手配代行者として行う手配の代行のための業務をいいます。

⑤ 特別補償金

標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第28条もしくは標準旅行業約款受注型企画旅行契約の部第29条の規定による補償金またはこれに準じる補償金をいいます。

⑥ 旅行業約款

旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の2（旅行業約款）第1項に規定する旅行業約款および標準旅行業約款をいいます。

第3条（業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）(1)の「業務」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 被保険者が旅行者との間に締結する次のア. からエ. までに掲げる契約（以下「旅行契約」といいます。）の履行
- ア. 企画旅行契約
 - イ. 手配旅行契約
 - ウ. 情報提供契約

工. その他の旅行契約

② 手配代行業務

第4条（事故発生の時期）

第1条（保険金を支払う場合）の事故は、次の時に発生したものとみなします。

- ① 事故が他人の身体の障害の場合
他人の身体の障害が発生した時
- ② 事故が他人の財物の損壊または第1条（保険金を支払う場合）(3)の受託物の損壊、紛失もしくは盗取の場合
他人の財物の損壊が発生した時または受託物の損壊、紛失もしくは盗取が発生した時
- ③ ①または②以外の事故の場合
第3条（業務の範囲）①の旅行契約締結の日または同条②の個々の手配代行業務委託契約締結の日

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

- ① 航空機、自動車^(注1)または船舶^(注2)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 被保険者の使用人の故意、詐欺または犯罪^(注3)に起因する賠償責任
- ③ 金銭の私用または支払いもしくは回収の不能に起因する賠償責任
- ④ 事故発生日から3年経過後、被保険者に対し損害賠償請求を行った者に対する被保険者の賠償責任

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶

専ら人力であるものを除きます。

(注3) 犯罪

過失犯を除きます。

第6条（特別補償金が支払われる場合の取扱い）

当社は、旅行者の身体の障害または身の回り品の損壊、紛失もしくは盗取について、被保険者から特別補償金が支払われるべき場合^(注1)は、次のとおり取扱います。

- ① 特別補償金の額が保険証券に記載された免責金額（以下「免責金額」といいます。）を超過し、かつ、特別補償金の支払いによっても被保険者に損害賠償債務^(注2)が残る場合は、当社は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金の額から旅行業約款の規定に基づき損害賠償金とみなされる特別補償金の額を控除して、同条(2)および(3)の規定を適用します。ただし、免責金額に関する規定は適用しません。
- ② 特別補償金の額が免責金額を超過し、かつ、特別補償金の支払いにより被保険者の損害賠償債務がすべて履行される場合は、当社は、普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用を被保険者が負担することによって生じる損害に限り、保険金を支払います。ただし、免責金額に関する規定は適用しません。

(注1) 特別補償金が支払われるべき場合

旅行業約款の規定に基づき、特別補償金の一部または全部が損害賠償金とみなされる場合、および、損害賠償金の支払いにより特別補償金支払債務の額が縮減または消滅する場合を含みます。

(注2) 損害賠償債務

旅行者の身体の障害または身の回り品の損害で特別補償金の支払い対象となるものについての損害賠償債務に限ります。

第7条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第8条 (普通保険約款の読み替え)

この特別約款については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは、「第26条(保険金の請求)(3)および旅行者特別約款第7条(保険金の請求)の規定による手続」と読み替えて適用します。

第9条 (サイバーインシデントの取扱い)

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。
--------------	---

第10条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

土地家屋調査士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず被保険者またはその業務の補助者その他使用人が、日本国内において土地家屋調査士または土地家屋調査士法人としての業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり発生した次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、業務の委託者またはその他の第三者より提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者が業務遂行のために所有、使用もしくは管理する施設によって生じた他人の身体の障害もしくは財物の損壊（以下「施設危険」といいます。）
- ② ①に掲げる事故のほか被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことにより業務の委託者あるいはその他の第三者に財産的損害を与えたこと。（以下「土地家屋調査士業務危険」といいます。）ただし、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および函書についてはこれを適用しません。

第2条（被保険者）

この特別約款において、被保険者の範囲は次のとおりとします。

- ① 記名被保険者が土地家屋調査士である場合には、被保険者の業務の補助者たる土地家屋調査士は、被保険者の業務の補助者として業務を行う限りにおいて、被保険者とします。
- ② 記名被保険者が土地家屋調査士法人である場合には、その土地家屋調査士法人の社員は、その土地家屋調査士法人の業務を行う限りにおいて、被保険者とします。

第3条（土地家屋調査士の業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、他人の依頼を受けて不動産の表示に関する登記について必要な土地または家屋に関する調査、測量または申請手続をすることをいいます。

第4条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、被保険者に対し、損害賠償の請求がなされた場合に限り保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 航空機、昇降機、自動車^{（注1）}、船舶^{（注2）}または車両^{（注2）}の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および函書については除きます。
- ② 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類

および図書については除きます。

- ③ 第1条（保険金を支払う場合）②に定める事故について、被保険者、その使用人または被保険者の業務の補助者の犯罪^{（注3）}によって生じた損害賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑤ 名誉毀損によって生じた損害賠償責任
- ⑥ 第1条（保険金を支払う場合）①に定める事故について、業務を完了した後^{（注4）}または業務を放棄した後に、その業務の結果によって生じた損害賠償責任
- ⑦ 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により保険期間開始後、被保険者に対し第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合においてその原因または事由によって生じた損害賠償責任

（注1）自動車

原動機付自転車を含みます。

（注2）船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注3）犯罪

過失犯を除きます。

（注4）業務を完了した後

業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡しした後をいいます。

第6条（記録の完備）

- （1）被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておくものとします。
- （2）被保険者が正当な理由がなくこの義務を怠った場合は、当社は（1）の記録を備えていない業務によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（賠償の解決における被保険者の同意）

- （1）普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定にかかわらず、当社が損害賠償の有無またはその額について損害賠償請求権者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- （2）被保険者が正当な理由がなく（1）に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次に掲げる額の合算額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①の損害賠償責任の額については、もし被保険者が（1）の同意をしたならば損害賠償責任の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条（1）②から⑥までの費用については、当社が（1）の同意を求めた時までに発生した額

第8条（通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）の通知を行った場合に、その原因または事由によって生じた損害について、保険期間終了後に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期

間中になされたものとみなします。

- (3) 正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（土地家屋調査士法人の設立・解散に関する特則）

- (1) 当社は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき、土地家屋調査士が本保険の被保険者である土地家屋調査士法人の社員となった場合において、その土地家屋調査士が本保険の被保険者である土地家屋調査士法人の社員となった以前の業務につき被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合は、その損害賠償請求は、保険期間中に提起されたものとみなします。
- (2) 当社は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき、土地家屋調査士法人が解散した場合において、解散した土地家屋調査士法人の社員であった土地家屋調査士が土地家屋調査士法人解散以前に行った業務につき本保険の被保険者である土地家屋調査士に対して請求が提起された場合は、その損害賠償請求は、保険期間中に提起されたものとみなします。

第10条（1請求の定義）

支払限度額の適用において、1請求とは、一連の関係ある職務行為によって生じた事故について損害賠償請求権者より被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいうものとします。

第11条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第12条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人または被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第13条（読み替え規定）

この特別約款については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中「第26条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および土地家屋調査士特別約款第11条（保険金の請求）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第14条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起

因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。

(3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第15条 (準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

名誉き損補償特約

当社は、土地家屋調査士特別約款第5条(保険金を支払わない場合)⑤の規定にかかわらず、被保険者が他人に対し名誉毀損によって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

業務拡張補償特約

土地家屋調査士特別約款第3条(土地家屋調査士の業務の範囲)に定める業務は、被保険者が通常業務に付随して行う土地、建物の調査、測量または設計業務を含むものとします。

ただし、土地家屋調査士法以外の法律において制限されているものを除きます。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および土地家屋調査士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）が、この特約に基づく保険契約の保険期間開始前に日本国内において行った特別約款第3条（土地家屋調査士の業務の範囲）に定める業務について、この保険期間中に提起された損害賠償請求によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第5条（保険金を支払わない場合）③の規定中「被保険者、その使用人または被保険者の業務の補助者」とあるのは「廃業前被保険者、その使用人または廃業前被保険者の業務の補助者」
- ④ 特別約款第6条（記録の完備）および第12条（代位）の規定中「被保険者」とあるのは「廃業前被保険者」
- ⑤ 業務拡張補償特約を付している場合は、業務拡張補償特約の規定中「被保険者が通常業務に付随して行う」とあるのは「廃業前被保険者が通常業務に付随して行った」

第3条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(1)②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会特約

第1条（普通保険約款等の読み替え—その1）

この特約については、次のとおり土地家屋調査士特別約款（以下、「特別約款」といいます。）を読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）の規定中および第3条（土地家屋調査士の業務の範囲）の見出しに「土地家屋調査士」とあるのは「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」
- ② 第3条の規定中「他人」とあるのは「土地家屋調査士法（昭和25年

第2条(普通保険約款等の読み替え—その2)

この特約については、賠償責任保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)第17条(保険料の精算)(1)および(4)、同第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)②および③、同第19条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)ならびに同第21条(保険料の返還—解約または解除の場合)(2)の規定中、「領収金」とあるのは「報酬額」と読み替えて適用します。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

建築家特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（以下「被保険者等」といいます。）が、日本国内において設計業務（以下「設計業務」といいます。）を遂行するにあたり職務上相当な注意を用いなかったことに基づいて、その設計業務の対象となった建築物に滅失または破損（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、その事故または事故に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（定義）

- (1) この特別約款において「設計業務」とは、被保険者の責任において遂行される次のいずれかに該当する業務をいいます。
- ① 被保険者等による設計図書の作成
 - ② 被保険者等のうち建築士の資格を有する者による施工者に対する指示書の作成
 - ③ 被保険者等のうち建築士の資格を有する者による施工図承認書の作成
- (2) この特別約款において「設計図書」とは、建築物の建築工事実施のために必要な図面^(注1)および仕様書をいいます。
- (3) この特別約款において「指示書」とは、建築物が設計図書の設計意図どおり実現するように施工者に対して設計図書の補足を行う図面または文書をいいます。
- (4) この特別約款において「施工図」とは、設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面^(注2)をいいます。
- (5) この特別約款において「建築物」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条（用語の定義）第1号に規定する建築物
 - ② ①の建築物に付属する工作物であって、①の建築物と物理的に一体をなしている工作物
- (注1) 建築物の建築工事実施のために必要な図面
施工図を除きます。
- (注2) 設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面
工作図、施工計画図等施工の方法・手段・技術・手順・安全計画等を示した図面を除きます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、事故が発見された場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の事故が保険期間開始前に遂行された設計業務に起因する場合は、次のすべてに該当する場合にかぎり、保険金を支払います。
- ① その設計業務の遂行時に、同種の保険契約^(注)が当社との間に締結されていたこと
 - ② 当社との間に締結された同種の保険契約^(注)が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと
- (3) (2)①の「設計業務の遂行時」とは、被保険者が第2条（定義）(1)①から③までに規定する設計図書、指示書または施工図承認書を完成・引渡し

た時をいいます。

(注) 同種の保険契約

この保険契約と同一の危険を負担する保険契約をいいます。

第4条（損害の範囲および支払保険金の限度）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は、1回の事故について、同条(1)⑤の費用を除き、同条(1)①から⑥までの金額の合算額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過分に対して保険証券記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、地盤の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出・流入、地下水の増減等、地質・地形もしくは地盤の組織にかかわる事故の場合には、当社は、1回の事故について、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤の費用を除き、同条(1)①から⑥までの金額の合算額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にその超過する部分の2分の1に対して保険証券記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。
- (3) 保険期間開始前に遂行された設計業務に起因する損害については、(1)および(2)により算出された当社が支払う保険金の額が第3条（保険期間と保険責任の関係）(2)①に規定する同種の保険契約の支払限度額を超える場合には、その同種の保険契約の支払限度額をもって限度とします。
- (4) 当社は、第2条（定義）(1)③の業務に起因する損害のうち、その業務の対象となった施工図の過誤に起因する損害については、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)に規定する損害賠償金は、同条(1)にて規定する損害賠償金から被保険者が施工者に対し損害賠償請求できる金額を控除した金額とし、(1)から(3)までの規定を適用します。
- (5) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(3)の規定は、これを適用しません。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 原子力事業者が所有、使用もしくは管理する原子力施設の設計業務に起因する賠償責任
- ② 展示会、博覧会または興行場等の仮設建築物の設計業務に起因する賠償責任
- ③ 日本国外に建築される建築物の設計業務に起因する賠償責任
- ④ 建築物以外の目的物の設計業務に起因する賠償責任。ただし、建築物の建築工事に付帯して行われる基礎工事の設計業務に起因する賠償責任については除きます。
- ⑤ 被保険者に対して建築主から提供された、測量図・地質調査書等の設計業務遂行のための資料の過誤に起因する設計業務の過失によって生じた賠償責任
- ⑥ 被保険者が、事故の発生することを予見し得た設計業務に起因する賠償責任

第6条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)に掲げる事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第7条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合は除きます。

第8条（保険料の精算）

普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）から（3）までの規定は、この特別約款に準用します。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条（6）の規定中「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条（2）に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条（5）の規定中「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条（1）の事実に基づかずに発生した事故が本条（1）の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条（3）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第10条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第11条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

保険責任遡及補償特約

当社は、被保険者が保険期間開始前1年間に遂行した設計業務に起因する損害については、建築家特別約款第3条（保険期間と保険責任の関係）（2）および（3）および第4条（損害の範囲および支払保険金の限度）（3）の規定は、これを適用しません。

給排水衛生設備機能補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、建築家特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に掲げる損害のほか、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（以下「被保険者等」といいます。）が、日本国内において設計業務（以下「設計業務」といいます。）を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに基づき、その設計業務の対象となった建築物の給排水衛生設備が所定の技術基準に満たないため、本来の機能を著しく発揮できない状態（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、その事故について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

第2条（所定の技術基準）

第1条（保険金を支払う場合）における所定の技術基準とは、官公庁監修の「建築設備設計要領」、「機械設備工事共通仕様書」およびこれらに準ずる仕様書等に定められた基準をいいます。

第3条（支払限度額）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定にかかわらず、1回の事故^(注)

について、当社が支払う保険金の額は、同条(1)⑤の費用を除き、同条(1)①から⑥までの金額の合算額が保険証券記載の免責金額を超過する額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額とし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(注) 1回の事故

同一設計による給排水衛生設備につき発見された事故をいい、発生の時、部分または修補請求の数にかかわらずのものとします。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

税理士職業危険特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において税理士としての業務（以下「業務」といいます。）の遂行にあたり、職業上相当な注意をしなかったことに基づき提起された損害賠償請求（以下「請求」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

- (1) この特別約款において、被保険者の業務の補助者たる税理士は、被保険者の補助者として業務を行う限りにおいて、被保険者とします。
- (2) (1)の規定は、この特別約款の規定をそれぞれの被保険者ごとに個別に適用するものではなく、また、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)に定める支払限度額または免責金額を増額するものではありません。

第3条（業務の範囲）

この特別約款において、「業務」とは、被保険者が行う（履行補助者として行う場合を含みます。）次の仕事をいいます。

- ① 税理士法（昭和26年法律第237号）第2条（税理士の業務）第1項第1号に規定する税務代理
- ② 税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成
- ③ 税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談
- ④ ①から③までの業務に付随して行う財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行

第4条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、日本国内において、被保険者に対し請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、延滞税もしくは利子税または過少申告加算金、不申告加算金もしくは延滞金に相当する損害につき、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、納税申告書を法定申告期限までに提出せず、または納付すべき税額を期限内に納付せず、もしくはその額が過少であった場合において、修正申告、更生または決定により納付すべきこととなる本税^(注1)等の本来納付すべき税額の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払^(注2)に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 修正申告、更生または決定により納付すべきこととなる本税

累積増差税額を含みます。

(注2) 被保険者が被害者に対して行う支払

名目を問いません。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保

険金を支払わない場合)に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第2条③の規定は、本条⑤ただし書の場合は、これを適用しません。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)もしくは不誠実行為またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えることを認識しながら^(注2)行った行為^(注3)に起因する賠償責任
- ② 被保険者が、不正に国税もしくは地方税の賦課もしくは徴収を免れ、または不正に国税もしくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為を行ったことに起因する賠償責任
- ③ 被保険者が、故意に、真正の事実と反して税務代理または税務書類の作成をしたことに起因する賠償責任
- ④ 被保険者が、税理士となる資格を有せず、または日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けずに^(注4)行った行為に起因する賠償責任
- ⑤ 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗難に起因する賠償責任。ただし、第3条(業務の範囲)①または②の業務のために被保険者が受託する財務書類、会計帳簿等の損壊、紛失または盗難に起因する申告、申請、請求、届出その他書類の提出もしくは納付に関する期限の徒過に対する賠償責任を除きます。
- ⑥ 重加算税または重加算金を課された事実^(注5)に起因する賠償責任
- ⑦ 名誉毀損に起因する賠償責任
- ⑧ 税理士業務報酬^(注5)の返還にかかる賠償責任
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑩ 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し第1条(保険金を支払う場合)の請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合に、その原因または事由によって生じた賠償責任

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 行為

不作為を含みます。

(注4) 税理士となる資格を有せず、または日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けずに

税理士業務の停止もしくは禁止処分を受けた場合または税理士名簿の登録を取り消しもしくはまっ消された場合を含みます。

(注5) 税理士業務報酬

日当、旅費および宿泊料を含みます。

第7条 (記録の完備)

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり、業務遂行に関する記録を備えておかねばなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合は、当社は、(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条 (賠償の解決における被保険者の同意)

- (1) 普通保険約款第24条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)(1)の規定にかかわらず、当社が、損害賠償責任の有無またはその額について被害者

と協定しようとする場合は、あらかじめ請求を提起された被保険者の同意を得るものとします。

(2) 請求を提起された被保険者が、正当な理由がなくて(1)に定める同意をしない場合には、当社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の合算額を限度として算出するものとします。

① 普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金については、もし請求を提起された被保険者が(1)の同意をしたならば賠償債務の額として確定したと認められる額

② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第9条 (通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、遅滞なく(1)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求が提起された場合は、その請求は、この保険契約の保険期間中に提起されたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (1請求の定義)

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、請求を提起された被保険者の数または請求の原因もしくは事由がいかなる場合でも、同一の被害者から提起されたすべての請求をいうものとします。

第11条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 当社の定める損害賠償請求状況報告書

② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第12条 (代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限る、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害については、除きます。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条(保険料の払込方法)(2)および第6条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条(通知義務)(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および税理士職業危険特別約款第11条(保険金の請求)の規定による手続」

第14条(サイバーインシデントの取扱い)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3)本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第15条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

名誉き損補償特約

当社は、税理士職業危険特別約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑦の規定にかかわらず、被保険者が他人に対し、名誉毀損に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

廃業補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および税理士職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款に基づく保険契約の被保険者であった者（以下「廃業前被保険者」といいます。）がこの特約に基づく保険契約の保険期間開始前に日本国内において遂行した特別約款第3条（業務の範囲）に規定する業務に基づき、この保険期間中に提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等の読み替え）

この特約においては、次のとおり普通保険約款および特別約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定中「被保険者」とあるのは、「被保険者または廃業前被保険者」
- ② 普通保険約款第2条③から⑤までの規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」
- ③ 特別約款第3条（業務の範囲）の規定中「被保険者が行う」とあるのは、「廃業前被保険者が行った」

- ④ 特別約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）①から④までの規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」
- ⑤ 特別約款第6条⑤の規定中「被保険者が受託する」とあるのは、「廃業前被保険者が受託した」
- ⑥ 特別約款第6条⑩の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の請求」とあるのは、「廃業補償特約第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求」
- ⑦ 特別約款第7条（記録の完備）および第12条（代位）の規定中「被保険者」とあるのは、「廃業前被保険者」

第3条（特別約款の適用除外）

この特約においては、特別約款第9条（通知）（2）の規定は適用しません。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（1）②および普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（1）の規定にかかわらず、この特約に基づく保険契約が失効となる場合または解約もしくは解除の場合には、当社は、保険料を返還しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

施設所有（管理）者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、次のいずれかに該当する損害に限り、
- ① 被保険者による保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）の所有、使用または管理に起因する損害
 - ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害
- (2) 普通保険約款、この特別約款およびこの特別約款に付帯される特約（以下「普通保険約款等」といいます。）に規定する財物の「損壊」には、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2条（被保険者）

- (1) この特別約款において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、次の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、
- ① 保険証券に記載された被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- (2) 普通保険約款等の規定は、賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）にかかわらず、本条（1）の被保険者間においては別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。
- (3) 当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 昇降機（注1）
 - エ. 自動車または原動機付自転車（以下「自動車」といいます。）。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
 - オ. 施設外における船舶または車両（注2）
- ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を

離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任

⑤ 仕事の終了（注3）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任

（注1）昇降機には、財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。

（注2）船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

（注3）仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（注1）に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）本条（1）に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具（注2）の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

（注1）LPガス販売業務の遂行には、LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

（注2）器具とは、LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

（1）当社は、石油物質が施設から公共水域（注）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任

② 水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任

（2）当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域（注）の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず保険金を支払いません。

（3）本条（1）および（2）に規定する石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類

② 上記①の石油類より誘導される化成品類

③ 上記①または②のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残さ

（注）公共水域とは、海、河川、湖沼および運河をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令によ

り、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

- ③ 上記①または②に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

第7条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書の規定は適用しません。

第8条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、本条（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 （ア）ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 （イ）コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）（ア）および（イ）以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第9条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

漏水補償特約（施設用）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）③の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

看護師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において第2条（業務の範囲）に規定する看護業務を遂行することにより、他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において第1条（保険金を支払う場合）の看護業務とは、次のいずれかに該当する業務をいいます。

- ① 保健師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する業務および同法第31条第2項の規定に基づいて行う同法第5条に規定する業務
- ② 助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法第3条に規定する業務および同法第31条第2項の規定に基づいて行う同法第5条に規定する業務
- ③ 看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法第5条に規定する業務
- ④ 准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法第6条に規定する業務

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備、または昇降機^(注1)、自動車^(注2)、航空機、船舶^(注3)もしくは車両^(注3)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 保健師助産師看護師法の規定に違反して行った看護業務に起因する損害賠償責任

(注1) 昇降機

看護業務遂行中に直接使用しているものを除きます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含まず。

(注3) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

第5条（事故発見時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普

通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用において、1回の事故とは、同一原因または事由によって生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一被障害者に対して行った一連の業務は、(1)に規定する同一原因または事由にあたるものとします。

第7条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が生じた場合を除きます。

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故に起因して、他の保険契約^(注)がある場合は、この保険契約の被保険者の負うべき責任の割合に応じた損害賠償責任額のうち、他の保険契約で補償されない金額のみを支払います。
- (2) この保険契約の被保険者の負うべき責任の割合に応じた損害賠償責任額のうち、他の保険契約^(注)で補償される金額がこの保険契約の証券記載の免責金額を下回る場合には、(1)の規定は適用しません。

(注) 他の保険契約

この保険契約の被保険者または被保険者以外の者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故の発見される前に」
- ③ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ④ 第7条(6)の規定中「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故が本条(2)に規定する事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）(4)の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑥ 第8条(5)の規定中「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「本条(1)の事実に基づかずに発生した事故が本条(1)の事実に基づかずに発見されたことによる損害」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故の発見された後に」
- ⑧ 第15条(3)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑨ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた

事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第10条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第11条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

種苗業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において種苗業者^(注)としての業務（以下「業務」といいます。）の遂行にあたり、職業上相当な注意をしなかったことに基づき提起された損害賠償請求（以下「請求」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(注) 種苗業者

種苗の生産または販売を業とする者をいいます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、日本国内において被保険者に対し請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

第3条（業務の範囲）

この特別約款において、第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、被保険者が行う次のいずれかに規定する行為^(注1)をいいます。

① 種苗法（平成10年法律第83号）第2条（定義等）第6項に規定する指定種苗（以下「指定種苗」といいます。）およびそれ以外の種苗（以下、これらを「種苗」といいます。）の生産行為^(注2)または販売行為。ただし、被保険者が自ら、または被保険者のために被保険者以外の者が日本国外に住所を有する人に対して行う販売行為を含みません。

② ①に規定する「販売行為」には、次のア. からエ. までに規定する行為を含みます。

ア. 種苗の栽培に必要な土、肥料、薬品その他の財物で種苗と同時に販売されるものの販売行為

イ. 種苗またはア.の財物の販売のために使用され、その種苗または財物と同時に引き渡される包装容器の販売行為

ウ. 被保険者が販売した種苗の栽培に必要な行為で土質調査、水質調査、土質改良、肥料設計その他の土壌の調整のために実施されるもの

エ. 被保険者が販売した種苗の栽培指導・説明のための行為

(注1) 行為

不作為を含みます。

(注2) 生産行為

被保険者が他人から委託を受けて行う受託生産および被保険者が他人から受託した種苗に対して行う受託加工生産を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害または費用については保険金を支払いません。

① 被保険者^(注1)またはその法定代理人もしくは使用人の行った次のいずれかに該当する行為に起因する賠償責任

ア. 犯罪行為^(注2)

イ. その行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えることを認識しながら^(注3)行った行為^(注4)

② 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任

③ 業務の通常範囲内でない行為に起因する賠償責任

- ④ 保険契約締結の当時、保険契約者^(注1)もしくは被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人が保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者が期日までに種苗等^(注5)の引渡を行わなかったことに起因する賠償責任、または、被保険者が期日までに付随行為^(注6)を終了しなかったことに起因する賠償責任
- ⑥ 気象条件、土壌、栽培技術等被保険者が責めを負わない事由により生じた他人の損害で、被保険者が職業上相当な注意をしたとしても回避することができなかったものについての賠償責任
- ⑦ 種苗の種類および品種が、包装または証票に表示されたものと一致し、その種苗に適した気象条件、土壌等の栽培条件のもとで栽培されたにもかかわらず、その発芽率が、包装または証票に表示されていた発芽率^(注7)に満たなかった場合において、種苗の発芽率が低いことを理由として被保険者に対して提起された損害賠償請求に起因する賠償責任
- ⑧ 不完全な業務の再履行または追完のために要する費用^(注8)
- ⑨ 被保険者が販売した種苗等^(注5)の販売代金、被保険者が受託生産した種苗の受託生産代金、もしくは被保険者が行った付随行為^(注6)の報酬の一部または全部の返還を行うことにより被保険者が被る損害、または違約金を支払うことにより被保険者が被る損害

(2)当社は、別段の特約がある場合を除き、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が負担する次に掲げる損害または費用については保険金を支払いません。

- ① 他人の身体の障害または財物^(注9)の損壊、紛失、盗難もしくは詐取に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等のすべての知的財産権^(注10)の侵害を理由として被保険者に対して提起された損害賠償請求に起因する損害
- ③ 名誉毀損、信用のき損、プライバシーの侵害または秘密の漏えいに起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ④ 種苗等^(注5)のうち請求の原因となったもの、および、それと同種の種苗等^(注5)の回収、検査、修補、交換等の措置を講じるために要した費用、または、付随行為^(注6)のうち請求の原因となったもの、および、それらと同種の行為の修補、やり直し等の措置を講じるために要した費用^(注11)

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注3) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注4) 行為

不作為を含みます。

(注5) 種苗等

種苗もしくは第3条(業務の範囲)②ア、もしくはイ、に規定する財物をいいます。

(注6) 付随行為

第3条(業務の範囲)②ウ、もしくはエ、に規定する行為をいいます。

(注7) 発芽率

種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)第23条(指定種苗の表示事項)第2項の農林水産大臣の指定する家庭園芸用種苗等の規定に基づき「標準発芽率以上」と表示されていた場合は、同告示別表に記載された発芽率とします。

(注8) 不完全な業務の再履行または追完のために要する費用

提供する財物または行為の価額を含みます。

(注9) 財物

被保険者が生産(受託生産および受託加工生産を含みます。)もしくは販売した種苗またはその種苗が生育してできた物を除きます。

(注10) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等のすべての知的財産権
種苗法に定める育成者権を含みます。

(注11) 措置を講じるために要した費用
被保険者が支出したと否とを問いません。

第5条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、第4条(保険金を支払わない場合)(注9)の規定が適用される場合は、その限りにおいて、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)③の規定を適用しません。

第6条 (記録の備付)

- (1)被保険者は、業務遂行にあたり、業務遂行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がなくて(1)の義務を怠った場合は、当社は、(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害については保険金を支払いません。

第7条 (賠償の解決における被保険者の同意)

- (1)普通保険約款第24条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ請求を提起された被保険者の同意を得るものとします。
- (2)請求を提起された被保険者が正当な理由がなくて(1)に定める同意をしない場合には、当社が保険金を支払うべき損害の額は、次に規定する額の合計額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の被保険者の損害賠償請求権者に対する賠償債務の弁済としての支出については、もし請求を提起された被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通保険約款第3条(1)②から⑥までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時まで発生した額

第8条 (通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条(保険金を支払う場合)の請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が遅滞なく(1)の通知を行った場合に、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求が提起された場合は、その請求は、この保険契約の保険期間中に提起されたものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が正当な理由がなくて(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (1請求の定義)

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、損害賠償請求権者の数がいかなる場合でも、同一の原因または事由に起因するすべての請求をいうものとします。

第10条（保険金の請求）

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書^(注)等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第11条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または使用人に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ② 第5条（保険料の払込方法）(2)および第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求を提起される前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑩ 第26条（保険金の請求）(4)および第27条（保険金の支払）(1)の規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ⑪ 第27条（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および種苗業者特別約款第10条（保険金の請求）の規定による手続」

第13条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (3) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① サイバーインシデント	次のものをいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 (ア)ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 (イ)コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ)(ア)および(イ)以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合
② サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 ア. 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
③ コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

第14条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

特定種苗補償対象外特約

当社は、種苗業者特別約款第3条（業務の範囲）に規定する業務の範囲から、保険証券記載の特定の種苗の生産行為または販売行為^(注)を除外します。

- (注) 生産行為または販売行為
不作為を含みます。

拡大損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

種苗業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）(2)①の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当す

る事由について被保険者に提起された損害賠償請求（以下「請求」といいます。）につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 被保険者の占有を離れた種苗等^(注1)に起因して日本国内において生じた他人の身体の障害または財物^(注2)の損壊
- ② 被保険者が行った付随行為^(注3)の結果に起因して、付随行為の終了^(注4)または放棄の後、日本国内において生じた他人の身体の障害または財物^(注2)の損壊

(注1) 種苗等

特別約款第3条（業務の範囲）①の種苗もしくは同条②ア、もしくはイ、に規定する財物をいいます。

(注2) 財物

被保険者が生産（受託生産および受託加工生産を含みます。）もしくは販売した種苗またはその種苗が生育してきた物を除きます。

(注3) 付随行為

特別約款第3条（業務の範囲）②ウ、もしくは工、に規定する行為をいいます。

(注4) 付随行為の終了

付随行為の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」に規定する保険期間中に、日本国内において被保険者に対し請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の占有を離れた種苗等の欠陥に起因するその種苗等の損壊自体^(注1)の賠償責任
- ② 被保険者が行った付随行為の欠陥に起因する付随行為^(注2)の目的物の損壊自体^(注3)の賠償責任
- ③ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した種苗等または行った付随行為の結果に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が付随行為の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任

(注1) その種苗等の損壊自体

その種苗等の一部の欠陥によるその種苗等の他の部分の損壊を含みます。

(注2) 付随行為

特別約款第3条（業務の範囲）②ウ、もしくは工、に規定する行為をいいます。

(注3) 付随行為の目的物の損壊自体

付随行為の目的物の一部の欠陥によるその付随行為の目的物の他の部分の損壊を含みます。

第4条（事故の拡大および発生の防止義務）

- (1) 被保険者は、種苗等または付随行為の目的物の欠陥に起因する第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合、または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の拡大^(注1)または発生を防止するため、遅滞なく、種苗等もしくは付随行為の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収措置等^(注2)を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が、正当な理由がなくて(1)の義務に違反した場合は、回収措置等を講じるべきであったと考えられる日以降に発生した事故による損害については保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者またはその他の者が回収措置等^(注2)を講じるために要した費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

(注1) 事故の拡大

同種の事故の発生を含みます。

(注2) 回収措置等

回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

国外請求および国外販売行為補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、この特約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」に規定する保険期間中に日本国外において被保険者^(注)に対して提起された種苗業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の請求について、その被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(2) (1)に規定する「損害」には、名称がいかなる場合でも、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金またはその他損害賠償金に加えて課せられる同種の賠償金の加重された部分についてはこれを含みません。

(3) 当社は、この特約により、特別約款第3条（業務の範囲）①に規定する「販売行為」に、被保険者が自ら、または被保険者のために被保険者以外の者が日本国外に住所を有する人に対して行う販売行為を含みます。

(4) この特約は、拡大損害補償特約には適用されません。

(注) 被保険者

被保険者が日本法人または日本に住所を有する人である場合に限りです。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

保険仲立人賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、第2条（被保険者）に掲げる者が保険業法（平成7年法律第105号）第286条の登録を受けた保険仲立人または保険業法第302条の届出が行われた^(注1)保険仲立人の役員もしくは使用人として日本国内で行った保険契約の締結の媒介^(注2)その他の保険仲立人の業務に係る行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従って保険金を支払います。
- (2) (1)の保険仲立人の業務に係る行為とは、次のいずれかに該当するものとします。ただし、役員または使用人については、記名被保険者の役員または使用人として行う行為に限ります。
- ① 保険契約の締結の媒介^(注2)
 - ② 保険契約の維持または管理に関する助言または援助
 - ③ 保険契約の保険事故の受付
 - ④ 保険契約の保険金請求に関する助言または援助
- (注1) 保険業法第302条の届出が行われた
行われるべき場合を含みます。
- (注2) 保険契約の締結の媒介
保険業法において認められるものに限りします。

第2条（被保険者）

この約款において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員または使用人であって、保険契約の締結の媒介を行う者または行っていた者
- ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者で、保険契約の締結の媒介を行っていた者

第3条（損害の範囲および支払保険金）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金は、次のいずれかに該当する損害に対するものに限りします。
- ① 法律上の損害賠償金を負担することによって生じる損害
 - ② 争訟費用を負担することによって生じる損害
- (2) 当社は、(1)①の損害に対して、次に定めるところにより損害賠償保険金を支払います。
- ① 一損害賠償請求について支払う損害賠償保険金の額は、一損害賠償請求による(1)①の損害の額が損害賠償保険金に係わる免責金額として保険証券に記載された額を超過する額とし、保険証券に記載された一損害賠償請求当たりの損害賠償金保険金額をもって限度とします。
 - ② ①の規定にかかわらず、この保険契約により支払う損害賠償保険金の額の合計は、保険証券に記載された損害賠償金総保険金額をもって限度とします。
- (3) 当社は、(1)②の損害に対して、次に定めるところにより、争訟費用保険金を支払います。
- ① 一損害賠償請求について支払う争訟費用保険金の額は、一損害賠償請

求による(1)②の損害の額が争訟費用保険金に係わる免責金額として保険証券に記載された額を超過する額とし、保険証券に記載された一損害賠償請求当たりの争訟費用保険金額をもって限度とします。

- ② ①の規定にかかわらず、この保険契約により支払う争訟費用保険金の額の合計は、保険証券に記載された争訟費用総保険金額をもって限度とします。

第4条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 一損害賠償請求

損害賠償請求の数を問わず、同一の行為^(注1)に起因するすべての損害賠償請求をいい、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

② 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

③ 争訟費用

損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士報酬、調停、和解または仲裁に要した費用で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

④ 継続契約

保険仲立人賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「保険仲立人賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の終了日^(注2)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険仲立人賠償責任保険契約をいいます。

⑤ 初年度契約

継続契約以外の保険仲立人賠償責任保険契約をいいます。

⑥ 記名被保険者

保険業法第286条の登録を受け、この保険契約にかかる保険証券の被保険者の欄に記載された者をいいます。

⑦ 犯罪行為

刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。

(注1) 同一の行為

複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。

(注2) 保険期間の終了日

その保険仲立人賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社は、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に限り、その損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

(2) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日（以下「始期日」といいます。）の午前0時^(注)に始まり、末日（以下「満期日」といいます。）の午前0時^(注)に終わります。

(3) (2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午前0時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりま

せん。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第8条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の犯罪行為^(注1)に起因する損害賠償請求
- ② その行為が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを被保険者が認識しながら^(注2)行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ 身体の障害^(注3)に対する損害賠償請求
- ④ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注4)に対する損害賠償請求
- ⑤ 名誉毀損または秘密漏えいに対する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者が媒介を行った保険契約の引受保険会社^(注5)の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求
- ⑦ 直接であると間接であるとを問わず、戦争^(注6)、変乱、暴動^(注7)、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾に起因する損害賠償請求
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または津波に起因する損害賠償請求
- ⑨ 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑩ この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注8)に、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ⑪ 当社が被保険者に対して行った損害賠償請求
- ⑫ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑬ 記名被保険者が保険業法第286条の登録を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求

(注1) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注2) 被保険者が認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 身体の障害

死亡を含みます。

(注4) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

(注5) 引受保険会社

再保険会社を含みます。

(注6) 戦争

宣戦の有無を問いません。

(注7) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3章 告知義務・通知義務等

第9条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書(当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下「保険申込書」といいます。)の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注1)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害賠償請求がなされる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出(以下「訂正の申出」^(注2)といいます。)て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険^(注3)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注1) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 訂正の申出

この普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出を含みます。

(注3) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第10条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合^(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② (1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) (1)の事実がある場合

(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。

第11条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条 (保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査することができます。

第13条 (記録の完備)

- (1) 被保険者は、保険契約の締結の媒介の遂行に関する記録を備えておかねばなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合には、当社は、(1)の記録を備えていない保険契約の締結の媒介につき行った行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4章 保険契約の無効、取消、解約または解除

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第17条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第12条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)

(注) 保険契約者が第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第18条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
 - イ、反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2)当社は、被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。
- (3)損害賠償請求がなされた後に(1)または(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第19条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の精算)

- (1)保険契約者は、保険期間終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2)当社は、当社が保険料の確定に必要と認める場合には、保険期間中および保険期間終了後1年以内の期間に限り、いつでも保険契約者または被保険者の帳簿その他の関係書類を閲覧することができます。
- (3)当社は、(1)の資料および(2)の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料^(注)とすでに払い込まれた保険料との間に過不足がある場合には、その差額を返還または請求して精算します。
- (注) (1)の資料および(2)の帳簿その他の関係書類に基づいて算出された保険料
保険証券記載の最低保険料に達しない場合には、その最低保険料とします。

第5章 保険料の返還または請求

第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

② 第10条（通知義務）（1）の事実が発生した場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき算出した額 ^{（注）} を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（注）算出した額

保険契約者または被保険者の申出に基づき、第10条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

第22条（保険料の返還—無効または失効の場合）

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	第20条（保険料の精算）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第23条（保険料の返還—取消の場合）

第15条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還—解約または解除の場合）

- (1) 第9条（告知義務）（2）、第10条（通知義務）（2）、第17条（当社による保険契約の解除）、第18条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により当社が保険契約を解除した場合および第16条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約者が保険契約を解約した場合は、当社は、第20条（保険料の精算）の規定によって保険料を精算します。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約が解除または解約となる場合において、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていたときは、当社は、保険金相当額に対応する保険料を返還しません。

第25条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第17条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、訂正の申出または通知事項等の変更の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日（以下「変更日」といいます。）から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金

を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (2) 第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6章 保険金の請求

第26条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、保険契約者または被保険者は、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況^(注)を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

第27条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

<p>③ 損害賠償の請求^(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>④ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当社に通知すること。</p>	
<p>⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。</p>	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第28条 (争訟費用および法律上の損害賠償金)

- (1) 被保険者は、あらかじめ当社の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合には、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての訴訟、調停、和解、仲裁または調査につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の当社の求めに応じない場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第31条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める損害賠償請求状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 争訟費用の請求に関しては、争訟費用の額を示す見積書または請求書 ^(注)
⑤ その他当社が第32条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 争訟費用の額を示す見積書または請求書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第32条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および損害賠償請求と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約にお

いて定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因事由と損害の因果関係が過去の事例に鑑みて特殊である場合または同一の原因もしくは事由に基づき多数の賠償請求がなされた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5)(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第31条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第33条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第34条（先取特権）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求にかかわる損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第7章 その他

第35条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保

険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

先行行為補償特約

当社は、この特約により、保険仲立人賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第8条（保険金を支払わない場合）⑨の規定中「初年度契約の保険期間の開始日」とあるのを、保険証券に記載された遡及日に読み替えて適用するものとします。

損害賠償請求期間延長特約

第1条（損害賠償請求期間延長）

(1)当社は、この特約により、この保険契約の保険期間終了後下欄に記載された延長期間以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、保険仲立人賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間終了日にその損害賠償請求がなされたものとみなします。

延長期間	年
------	---

(2)(1)の規定は、この保険契約の保険期間が普通保険約款第10条（通知義務）(2)の規定に基づく解除により終了した場合または失効もしくは解除によらず終了した場合で、この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする保険仲立人賠償責任保険がない場合に限り、適用します。

(3)(1)の損害賠償請求は、保険期間の終了日より前に行われた行為に起因するものに限り、適用します。

(4)(1)の規定は、損害賠償請求期間のみを延長するものであって、残存する保険期間中総保険金額がそのまま適用されます。

(5)保険期間中にこの特約を解除する場合は、当社は、既に領収したこの特約に対応する保険料を返還します。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

保険契約の解除または変更に関する特約

当社および保険契約者は、主務官庁の承認を受けた場合に限り、この保険契約（損害賠償請求期間延長特約を含みます。以下同様とします。）を解除し、またはこの保険契約の内容を変更することができます。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときに

において、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日^(注)をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) 第3回分割保険料の保険料払込期日

分割回数が2回の場合は、第2回分割保険料の保険料払込期日の属する月の翌月の応当日とします。

第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第5条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(3)③の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。

② 第2回目以降分割追加保険料

追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1)第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3)追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第3条（保険料領収前の損害賠償請求）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日^(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日^(注1)までに、その保険料払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日^(注3)

までに、次回保険料払込期日^(注3)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがない場合

(2)(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料^(注2)を払い込むべき保険料払込期日^(注1)または満期日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日^(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 保険料払込期日

第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
 - イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込

みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (4)(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（保険料領収前の損害賠償請求）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、損害賠償請求のなされた日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに生じたことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ. ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) (3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、損害賠償請求のなされた日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	なされた損害賠償請求による損害に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">なされた損害賠償請求による損害に対して既に支払った保険金相当額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(4)の保険金相当額</div> </div>

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合において、この特約を付帯する旨保険契約者が申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込む

ものとしします。

- (2)(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、この保険契約の始期日から初回保険料を領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、損害賠償請求のなされた日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) (1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する

場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、損害賠償請求のなされた日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	なされた損害賠償請求による損害に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">なされた損害賠償請求による損害に対して既に支払った保険金相当額</div> <div style="margin-right: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(4)の保険金相当額</div> </div>

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2) 本条(1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額全額の決済手続きを完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- 第2条（保険料の払込方法）(1)の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （注）決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書を受領ならびに保険証券等の発行および交付

- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解約もしくは解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

Chapter

2

返還保険料の お取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて補足する事項がありますので、普通保険約款・特別約款・特約とともに内容をご確認ください。

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語		説明																																
解約	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。																																
	中途更改解約	現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約（賠償責任保険に限ります。）をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社（共同保険契約において少なくとも一つの保険会社がその構成会社として残る場合を含みます。）と締結することをいいます。																																
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。																																
無効		この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。																																
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。																																
料率	短期料率	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>短期料率</th> <th>期間</th> <th>短期料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日まで</td> <td>10%</td> <td>6か月まで</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>15日まで</td> <td>15%</td> <td>7か月まで</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>1か月まで</td> <td>25%</td> <td>8か月まで</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>35%</td> <td>9か月まで</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>45%</td> <td>10か月まで</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>55%</td> <td>11か月まで</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>65%</td> <td>12か月まで</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	期間	短期料率	期間	短期料率	7日まで	10%	6か月まで	70%	15日まで	15%	7か月まで	75%	1か月まで	25%	8か月まで	80%	2か月まで	35%	9か月まで	85%	3か月まで	45%	10か月まで	90%	4か月まで	55%	11か月まで	95%	5か月まで	65%	12か月まで	100%
	期間	短期料率	期間	短期料率																														
	7日まで	10%	6か月まで	70%																														
15日まで	15%	7か月まで	75%																															
1か月まで	25%	8か月まで	80%																															
2か月まで	35%	9か月まで	85%																															
3か月まで	45%	10か月まで	90%																															
4か月まで	55%	11か月まで	95%																															
5か月まで	65%	12か月まで	100%																															
月割	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>月割</th> <th>期間</th> <th>月割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月まで</td> <td>12分の1</td> <td>7か月まで</td> <td>12分の7</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>12分の2</td> <td>8か月まで</td> <td>12分の8</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>12分の3</td> <td>9か月まで</td> <td>12分の9</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>12分の4</td> <td>10か月まで</td> <td>12分の10</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>12分の5</td> <td>11か月まで</td> <td>12分の11</td> </tr> <tr> <td>6か月まで</td> <td>12分の6</td> <td>12か月まで</td> <td>12分の12</td> </tr> </tbody> </table>	期間	月割	期間	月割	1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7	2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8	3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9	4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10	5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11	6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12					
期間	月割	期間	月割																															
1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7																															
2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8																															
3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9																															
4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10																															
5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11																															
6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12																															
日割	期間の日数を、保険期間の日数（365日を上限とします。）で除した割合をいいます。																																	
期間	保険期間	ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。																																
	既経過期間（既経過日数・月数）	ご契約の始期日から、解約日または解除日（失効の場合は、失効日）までの期間（日数・月数）をいいます。																																
	未経過期間（未経過日数・月数）	解約日または解除日（失効の場合は、失効日）から、ご契約の満期日までの期間（日数・月数）をいいます。																																

保険料	年間 保険料	保険期間を1年間とした場合にお支払いいただく 保険料をいいます。
	分割 保険料	一般分割払、大口分割払における1回分の保険料 をいいます。
保険料 算出 基礎	確定型	保険契約締結時に、保険料算出基礎が固定される ものをいいます。 例： 面積、距離、原油処理能力、定員数、台数、本 数、請負金額、人数・入場者数（予測値）、参加 人数（予測値）、契約締結時点の生徒数、その他 前年実績にもとづく数値 等
	累積型	実績が積みあがっていくものであって、保険契約 締結時には正確な数値がつかめないものをいいま す。 例： 賃金、人数・入場者数（実績値）、参加人数（実 績値）、売上高、領収金、販売トン数、完成工事 高・売上高、索動輸送人数 等
	増減型	実績が増減するものであって、保険契約締結時に は保険期間中の正確な数値がつかめないものをい います。 例： 生徒数、児童数、世帯数、会員数 等
最低保険料		保険証券に記載された最低保険料をいいます。

<返還保険料の計算方法等について>

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に下表のとおりです。

①一時払契約

区分		払込方法		
		確定型	累積型	増減型
解約		短期料率【最低】	確定精算【最低】	短期料率【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額 または増額	日割	確定精算	日割
	保険料が減額	短期料率【最低】	確定精算【最低】	短期料率【最低】
解除	告知義務に関する規定による解除	日割	確定精算【最低】	日割
	通知義務に関する規定による解除	日割	確定精算【最低】	日割
	重大事由による解除	日割	確定精算【最低】	日割
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効	返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外	全額返還	全額返還	全額返還
失効		日割	確定精算	日割
保険契約者または被保険者の詐欺・強迫による取消		返還しません	返還しません	返還しません

◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低保険料の規定が適用されます。

②一般分割払契約

区分		払込方法		
		確定型	累積型	増減型
解約		月割 【最低】	確定精算 【最低】	月割 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額 または増額	日割	確定精算	日割
	保険料が減額	月割 【最低】	確定精算 【最低】	月割 【最低】
解除	告知義務に関する規定による解除	日割	確定精算 【最低】	日割
	通知義務に関する規定による解除	日割	確定精算 【最低】	日割
	重大事由による解除	日割	確定精算 【最低】	日割
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効	返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外	全額返還	全額返還	全額返還
失効		日割	確定精算	日割
保険契約者または被保険者の詐欺・強迫による取消		返還しません	返還しません	返還しません

- ◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

③大口分割払契約

区分		払込方法		
		確定型	累積型	増減型
解約		短期料率 【最低】	確定精算 【最低】	短期料率 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額 または増額	日割	確定精算	日割
	保険料が減額	短期料率 【最低】	確定精算 【最低】	短期料率 【最低】
解除	告知義務に関する規定による解除	日割	確定精算 【最低】	日割
	通知義務に関する規定による解除	日割	確定精算 【最低】	日割
	重大事由による解除	日割	確定精算 【最低】	日割
無効	保険金の不法 取得を目的と した保険契約 の無効	返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外	全額返還	全額返還	全額返還
失効		日割	確定精算	日割
保険契約者または 被保険者の詐欺・ 強迫による取消		返還しません	返還しません	返還しません

- ◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

ご注意

- ◆返還保険料の計算は、記名被保険者ごと、特別約款ごと、補償項目（身体障害・財物損壊等）ごと、特約の種類ごとに1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、後に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。
- ◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。
- ◆解約時または解除時に未払込保険料（解約・解除時点においてお支払いいただけていない保険料）がある場合には、後に記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を追加保険料として保険契約者に請求します。
- ◆解約、解除、無効、失効、または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款に記載していますので、ご参照願います。またセットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、合わせてご参照願います。
 - 無効または失効となる場合
賠償責任保険普通保険約款第19条
 - 取消の場合
賠償責任保険普通保険約款第20条
 - 解除または解約の場合
賠償責任保険普通保険約款第21条
- ◆解約時または解除時において、既にご契約内容の変更があった場合には、お取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

<計算方法・計算例①> 短期料率

返還保険料＝年間保険料×（100%－既経過期間に対応する短期料率）

一時払契約	
◆保険期間：	2022年4月1日～2023年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料：	50,000円
◆解約日：	2022年6月15日 (既経過期間：3か月まで・短期料率45%)
返還保険料	＝ 50,000円×（100%－45%） ＝ 50,000円×0.55 ＝ 27,500円 (返還保険料)
分割払契約	
◆保険期間：	2022年4月1日～2023年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料：	500,040円 (分割保険料41,670円×12回、第3回目まで払込済)
◆解約日：	2022年6月15日 (既経過期間：3か月まで・短期料率45%)
返還保険料	＝ 500,040円×（100%－45%） ＝ 275,022円 → 275,020円
未払込保険料	＝ 41,670円×9回 ＝ ▲375,030円
差引	＝ ▲100,010円 (追加保険料)

<計算方法・計算例②> 日割

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$$

一時払契約

◆保険期間： 2022年4月1日～2023年4月1日
(保険期間1年)

◆年間保険料： 580,400円

◆解約日： 2023年1月18日

(未経過日数：2023年1月18日～2023年4月1日まで⇒未経過日数73日)

$$\text{返還保険料} = 580,400 \text{円} \times \frac{73}{365} = 116,080 \text{円}$$

→ 116,080円 (返還保険料)

分割払契約

◆保険期間： 2022年4月1日～2023年4月1日
(保険期間1年)

◆年間保険料： 525,600円

(分割保険料43,800円×12回、第2回目まで保険料を払込済)

◆解約日： 2022年6月13日

(未経過日数：2022年6月13日～2023年4月1日まで⇒未経過日数292日)

$$\text{返還保険料} = 525,600 \text{円} \times \frac{292}{365} = 420,480 \text{円}$$

$$\text{未払込保険料} = 43,800 \text{円} \times 10 \text{回}$$

$$= \blacktriangle 438,000 \text{円}$$

$$\text{差引} = \blacktriangle 17,520 \text{円 (追加保険料)}$$

<計算方法・計算例③> 月割

返還保険料＝年間保険料×(1－既経過月数に対応する月割)

一般分割払契約

◆保険期間 : 2022年4月1日～2023年4月1日

◆年間保険料 : 52,560円

(分割保険料4,380円×12回、初回分を払込済)

◆解約日 : 2022年6月15日

(既経過月数 : 2022年4月1日～2022年6月15日・3か月まで)

$$\text{返還保険料} = 52,560 \text{円} \times \left(1 - \frac{3}{12}\right)$$

$$= 39,420 \text{円}$$

$$\text{未払込保険料} = 4,380 \text{円} \times 11 \text{回}$$

$$= \blacktriangle 48,180 \text{円}$$

$$\text{差引} = \blacktriangle 8,760 \text{円 (追加保険料)}$$

万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

<https://www.ms-ins.com>